

○公債は  
収入を得  
るに最も  
容易なる  
が故に之  
を募集す  
るに當り  
其土地の  
經濟事情  
と、住民  
の負擔力  
とを考察  
せざるは  
きは、永  
久に住民  
の負擔を  
加ふるの  
結果を生  
ずる豫算  
の支出一  
部の爲め  
の借入金  
を爲すは  
市町村長

が出来るとしても、一時に市町村の負擔を重からしむることになるから、斯る場合には公債即ち市町村債を募集して、之を支辨するを以て却て其弊を得たるものと爲すのである。然し公債の募集は収入を得るに最も容易なるものであるから、若し其市町村の經濟事情と住民の負擔とを考察せずして濫に之を募集する如きことあれば、永久に住民の負擔を加へ毎年歳入の多くは公債の利子に支拂はれて遂には其市町村の財政を紊亂し、其結果其土地をして衰亡せしむるものであるから、市町村債募集には宜しく之を慎まなければならぬのである。ソコテ、本制は市町村債を募集することを得る場合を制限して居る。即ち

- (一) 舊債を償還する爲めなること、
- (二) 永久的利益ある事業を起す爲めなること、
- (三) 天災事變の爲めなること、

以上の場合に於て、どうしても公債の方法に依らなければ其支出が出来ないといふ場合に限るのである。而して公債は前述の如き市町村の財政に重大の關係を及ぼすものであるから、之を起すには市町村會の議決を経なければならぬので、起債方法、利息の定率、償還の方法等も併せて其市町村會の議決に問はなければならぬのである。更に尙ほ内務、大藏兩大臣の許可を受けなければならぬのである。市制第百六十六條、町村制第四百六條) それから、豫算で定めてある支出の爲めに一時の借入金を爲すことは公債の募集とは異なり一時の遺繰で、既に其歳入が豫算に於て定まつて居るので、遅かれ早かれ支出すべきものであるから、市町村の財政都合に依り一時の借入金を爲すが如きは、市町村會の議決を経なくも可いのである。然し其借入金は一時の都合であるから、其償還は必ず其會計年度の収入を以て支辨

の單獨の  
見を以て  
之を爲す  
得ること  
を得

しなければならぬのである。つまり市町村長は、其年度の収入を以て償還される範圍に於て一時の借入金を爲す権限があるだけで、其程度を超す場合には公債募集の方法に依るの外は、追加豫算を以て市町村會の議決を経なければならぬのである。

### 【参考】 行政實例と判決及裁決例

- ▲町村一部の起債 (1) 町村の一部は其の財産又は營造物の爲にする場合と雖も起債の権能を有するの明文なきを以て區會に於て起債の議決を爲すを得ず、故に町村會の議決に依り町村の公債として區の費用に充て其の區の收入を以て之を償還するの外なし(行政實例)
  - (2) 町村の一部の爲にする町村債の受授の形式は町村の歳出は雜支出中に於て「何區費へ支出」一部の歳入は雜收入中に於て「町村費より受入」と云ふが如き科目を設け處理すべきものとす(行政實例)
  - (3) 町村の一部に於ては一時の借入金を爲すの財産營造物及市町村税 (市制第一三三條—町村制第一一二條)
- 明文なきを以て之が借入を爲すを得ざるものとす(行政實例)
- ▲教育資金の貸付 (1) 學校設備の公債償還の爲め教育資金を貸付するは差支なし但し從來貸付の額を積算して設備費總額の十分の七以内なるを要す(行政實例)
  - (2) 教育資金を以て尋常高等小學校の設備費を貸付又は補助するときは總額の五分の四まで尋常小學校の設備費と見做し差支なし(行政實例)
  - ▲寄附の爲にする起債 鐵道停車場敷地寄附の爲め要する土地買収費の爲め起債を爲し住

民の負擔を加重ならしむるは町村の財政上安當ならず(行政實例)

▲償還年次の繰下 町長は町會の定めたる償還年次に従ひ町債の還了を爲さざるべからざるに其定むる所に反し償還年次を繰り下げたるは違法なり(行政判決例)

▲起債の發案權 町村に於て公債を募集するには歳計豫算の外特に起債に關する決議を要す、從て町村會が起債に付き町村長の發案に依らず豫算に於て之を議決したる處置は發案

權を侵害したるものとす(行政判決例)

▲公金費消と天災事變 村債が公金消費の結果一時借入金償還の必要に出でたる場合に於ては本條に所謂「天災事變等ノ爲云々」の規定に該當するものとす(行政判決例)

▲村組合債借入 村組合債借入の契約書に組合管理者の外組合内各村長の署名あるの故を以て該借入金は組合の公債にあらずと云ふを得ず(訴願裁決例)

## 第二款 歳入出豫算及決算

第三百三十三條 市長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遅クトモ年度開始ノ一月

前ニ市會ノ決議ヲ經ヘシ

市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

豫算ヲ市會ニ提出スルトキハ市長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

▲歳入出  
豫算の  
調製及  
提出

(町村制) 第三百三十三條 町村長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遅クトモ年度開始ノ一月前ニ町村會ノ議決ヲ經ヘシ

町村ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル  
豫算ヲ町村會ニ提出スルトキハ町村長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ

### 〔釋義〕

本條は市町村の歳入出豫算の調製及提出に關し規定したるものである。即ち市町村長は、次期の一年度内に必要なる歳入歳出豫算を調製して、遅くも其年度が開始さるる前一月前(市町村の會計年度は政府の會計年度に依るものであるから、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものである)即ち三月一日迄に市町村會に提出して其の議決に附さなければならぬのである。豫算案の調製は市町村長の任務で、市町村長は豫算調製式(豫算調製式は内務大臣の定むる所に依る)に従ひ數多の吏員を補助として豫算を調製し、之に事務報告書及財産表を添へて(市に於ては通常議案と同じく市參事會の審査に附し)之を市町村會に提出し其議決を終るのである。事務報告書は其一箇年間に取扱ひたる事務の報告書で又た財産表は其市町村有の財産全部を掲げたる表である。此事務報告書及財産表は豫算を議定するに當り最も必要なる參考資料となるもので、必ず豫算案に添へて市町村會に提出しなければならぬのである。

市町村會は豫算案の修正議決權はあるけれども、普通の議案と同じく其發案を爲す權を有つて居らぬので、其發案權は市町村長に專屬するのである。それ故に市町村長の提出したる費目以外に新に費目を増加する場合は勿論一費目に屬するものと雖も、原案に於て豫期したる事項以外の費目に充つるといふ

歳入出豫算及決算 (市制第一三三條—町村制第一一三條)

○豫算の  
發案權は  
市長に專  
屬するに  
故に修正  
の權は只  
だ原案の  
費目を充  
つるに可  
否し之を  
案に付し  
可

若くは其  
金額を増  
減するに  
過ぎず

やうな議決を爲すことは出来ないもので、只だ市町村會は原案に於て指定されて居る費目に於て之を否決し若くは其全部を増減し得るばかりである。

【参考】 行政實例と判決例

- ▲基本財産構成と豫算 町村に於て基本財産構成の爲め課税するときは歳入出豫算に之を組込むべきものとす(行政實例)
- ▲豫算と科目 豫算は前年度にありたる科目は記載し置くべきものとす(行政實例)
- ▲土木工事の請負と豫算 市町村に於て土木工事の請負を爲す場合には該工事の請負金及之に關する費用を歳入出豫算に編入すべきものとす(行政實例)
- ▲豫算報告の略表 豫算報告は單に略表を提出し正式の報告を爲さざる以上は本條の規定に違ふものとす(行政判決例)
- ▲豫算と行政訴訟 村の歳入歳出豫算に前年度繰越金を編入せざるは不當なりと主張する事件に關し行政訴訟を許すの法令なし(行政判決例)
- ▲豫算の發案權 豫算の發案權は理事者(市町村長)に屬す、故に議會が理事者の發案以外に於て一項を新設する如きは修正權の範圍を越したるものとす(行政判決例)
- ▲豫算議決時期 (1)豫算は『年度開始ノ一月前ニ市會ノ議決ヲ經ヘシ』とあれば事情事變の爲めに其の法律上職務の執行を遷延するを得ず(行政判決例)
- (2)本條の期間後に豫算表を議決したる處措は手續上の瑕疵を免かれざるも議決の效力に影響せず

▲豫算の  
追加、  
更正、  
繰越及  
豫備費

響を及ぼさず從て該議決に基きたる村税の賦課は之を取消すべきものに非ず(行政判決例)  
▲豫算額以外の買増行為 市は歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲すには市會の議決を経るを要するものなるを

以て新に義務を負担する土地の買收行為が豫算の款項中に編入せられたればとて豫算額以外の代金額に買増を爲したる行為を以て市に對し有效なりと云ふを得ず(民事部判例)

第三百三十四條 市長ハ市會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第三百三十五條 市費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ市會ノ議決ヲ經テ其ノ年各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第三百三十六條 市ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

豫備費ハ市會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

(町村制) 第四百十四條 町村長ハ町村會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

歳入出豫算及決算 (市制) 第二三條乃至二五條(一) 町村制第二三、二四條

**第百十五條** 町村費ヲ以テモ辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ町村會ノ議決ヲ經テ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

**第百十六條** 町村ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設ケヘシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

豫備費ハ町村會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

○豫算の追加更正

〔釋義〕

本條は豫算を追加又は更正し得ること及び豫算に繼續費を設くべきことを規定したものである。

(一) 豫算の追加及更正 豫算は將來一年間の收入及支出の見積りであるから、時として豫算外の經費が入用なることあり、又は物價の急劇なる騰貴の爲めに豫算の變更しなければならぬやうな次第に立到る事がある。此場合に豫備費があれば其豫備を以て支出すべきものであるけれども、其豫備費を費ひ盡して無いときは已むを得ないから、既定豫算の追加又は更正を市町村會に提出して其議決を求むることが出来るのである。

○繼續費

(二) 繼續費 豫算は一ケ年度毎に議定することを原則とするものであるけれども、又時として重大なる事業(例へば築港、電氣鐵道、市區改正の如き)を經營するには其完成までには數年に亘るものが少なくない。ソコテ斯の如く數年に亘る費用は先づ其總額を定めて、それから各年度割を定め各年度の支出額を定め、之を繼續費として市町村會の議決を経ることが出来るのである。

○豫備費

(三) 豫備費 豫算は費額を定めて居るけれども、濫用を防ぐため其額は出来るだけ餘裕を見込まない。

のである、若し物價が騰貴すれば直に豫算の不足を生ずるものである。又豫算に見積らない所の臨時の支出を要する場合がある。斯る場合に一々追加豫算を議會に提出しなければならぬといふは到底煩雜に堪へざることであるから、豫じめ豫算には豫備費を設けて置いて、豫算外の支出又は豫算超過の支出に充つるを便宜とする。故に豫算には必ず此豫備費なるものを設けなければならぬのである。然し此豫備費の支途に付ては一の制限がある、其制限は市町村會に於て否決した豫算には之を使用することが出来ないのである。若し之をも豫算外の支出として豫備費を以て支出することが出来るとすれば、市町村會が其の豫算を否決した精神を蹂躪することになるからである。

【参考】 行政實例と判決例

- ▲歳入不足と繰上補充 滞納處分の未缺損と爲り歳入不足を生じ支拂を爲す能はざるときは次年度より繰上補充すべきものとす(行政實例)
- ▲繼續費の計上 町村は繼續費を設くるには繼續年間及各年度の支出額を定むることを要するが故に當該年度の支出額のみを豫算に計上したるに止まるときは繼續費を定めたるものと認むるを得ず(行政判決例)

▲豫算の報告及告示

**第百三十七條** 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

(町村制)第百十七條 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

歳入出豫算及決算 (市制第三三、三三條) 町村制第一一五條乃至一一七條) 三五三



きは、斷然其命令を拒みて支拂を爲すべきものではないのである。是れ收入役が其支拂に付き一方市町村長の監督を受くると共に一方市町村長を監査して居る地位にあるからである。

▲支拂金の時効

第四百十條 市ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

(町村制第二十條 町村ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル)

〔釋義〕

本條は支拂金の時効を規定したるものである。市町村から支拂ふべき金錢に對し、請求者より何時にても際限なく請求して來ないときは、市町村は其年度に屬する決算を締切ることが出來ない、それ故、一定の期限までに請求しなければ權利を拋棄(打捨て)したものと見做して其後は請求權がないものとしたのである。而して其時効(時効とは時の経過に依り權利義務の消滅する效力を謂ふ)は政府の會計法(第三十二條)と同一と爲す故、年度経過後五ヶ月内に請求しなければ其請求權は時効に依つて無効となつて仕舞ふのである。

▲出納検査

○市町村に對する請求金は、年度後五ヶ月を経過すれば、時効に依り消滅する

第四百十一條 市ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ

二回臨時検査ヲ爲スヘシ

検査ハ市長之ヲ爲シ臨時検査ニハ名譽職參事會員ニ於テ互選シタル參事會員

二人以上ノ立會ヲ要ス

(町村制)第二百一十一條 町村ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ二回臨時

検査ヲ爲スヘシ

検査ハ町村長之ヲ爲シ臨時検査ニハ町村會ニ於テ選舉シタル議員二人以上ノ立會ヲ要ス

〔釋義〕

本條は市町村費の出納検査に關し規定したものである。金といふものは人の手にあると何分買ひたくなるもので、小人玉を懐いて罪ありといふ如く、自分の手許に金あるが爲めに一時流用の積りで知らず、大金を費消するやうな結果になる。市町村の出納は收入役の取扱つて居る所で、之を監督する所の市町村長は毎月例日を定め(毎月何日を以て出納検査日と定めたる日)之を検査し、尙ほ毎會計年度に於て少くも二回だけは臨時検査を爲さなければならぬのである。(臨時検査は市に於ては名譽職參事會員に於て互選したる參事會員二人以上の立會を要し、町村に於ては町村會に於て選舉したる議員二人以上の立會を要するのである)收入役の公金費消若くは會計事務の紊亂は畢竟市町村長の監督が行届かざる結果に出づるものであるから、收入役は素よりなれど其市町村長も亦其責任を免かるゝことは出來ないのである。

第四百十二條 市ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス(同上本條改正)

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ市長ニ提出スヘシ

市長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ市會ノ認定ニ付スヘシ

決算ハ其ノ認定ニ關スル市會ノ議決ト共ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領

出入出豫算及決算 (市制第二十條乃至第二十三條一町村制第二〇、二三條)

○市町村長は、その職務に關し、自己の責任を負ふことを得ず

▲會計事務の終了と決算

○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計  
○市長及町村収入計

### ヲ告示スヘシ

(町村制) 第二百二十二條 町村ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス(同上本條改正)

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ町村長ニ提出スヘシ町村長ハ之ヲ審査シ意見ヲ付シテ次ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ町村會ノ認定ニ付スヘシ第六十七條第五項ノ場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル但シ町村長ニ於テ策掌シタルトキハ直ニ町村會ノ認定ニ付スヘシ決算ハ其ノ認定ニ關スル町村會ノ議決ト共ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ(同上本條改正)

決算ノ認定ニ關スル會議ニ於テハ町村長及助役共ニ議長ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

### 〔釋義〕

本條は市町村會計事務の終了と決算に關し規定したものである。市町村の會計年度は政府金等の殘務があるから、其年度に屬する一切の會計事務は翌年の五月三十一日を以て全く閉鎖して仕舞ふものとしたので、之に因て收入役其閉鎖後一ヶ月内には決算報告書を作り證書を併せて調製して之を市町村長に提出しなければならぬのである。市町村長は收入役より提出したる報告書を審査し且つ正當で有とか無いとかいふ意見を付して之を次の通常豫算を議する市町村會議までに市町村會に提出して其認定を受けねばならぬのである。而して其市町村會の認定を得たれば一面には上級監督官廳に報告し一面には一般市町村民に其要領を告示すべきものである。斯くて茲に始めて、市町村長及收入役の其年度に於ける會計事務に關する總ての職責は解除せらるゝのである。

### 【参考】 行政判決例

▲略式の決算報告 決算報告は假令略式なるものを提出したりと雖も正式の報告を爲さざる以上は其の職務に違ふものにして即ち適法なる決算報告を爲したるものと云ふを得ず(行政判決例)

▲收入役の職務怠慢 決算は收入役に於て七月中に町村長に提出すべきものなるを以て收入役にして其の期限を過ちたるときは職務上の責を免かるることを得ず(行政判決例)

### 第四百三十三條 豫算調製ノ式、費目流用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

(町村制) 第二百二十三條 豫算調製ノ式、費目流用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

### 〔釋義〕

本條は豫算表の調製の式、費目流用、其他財務に關して必要なる規定は内務大臣が定むるものなることを規定したのである。蓋し之等の財務に關する必要規定を各市町村に於て隨意に定むることを許すときは、其様式其他會計事務に關する事項が區々となり豫算監督上不便なからざる故に、全國統一の制を内務大臣に於て定むることとしたのである。(市町村財務規程參照)

### 【参考】 行政實例

歳入出豫算及決算 (市制第一四三條—町村制第一二二、一二三條)

▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費  
▲豫算調製式費

▲小學校授業料 小學校授業料は市町村財務規程第六條第一項に依り納額告知書を以て徴收し然るべし(行政實例)

▲豫算の略式 市町村の機式を簡略するときは豫算と豫算説明とを混同することとなり然るべからず又市町村税に付き説明の種目に記載すべきものは豫算の項に記載するものと同なるを要するも『特別税』の文字を略するは差支なし(行政實例)

す又雑支出に編入するの適當ならざるものに付ては別に款を設け整理するを妨げず(行政實例)  
(2)市豫算に衛生費たる款を設け傳染病豫防費等を項と爲すは違式なり(行政實例)  
▲市町村金庫 市町村が現金の出納及保管の爲め市町村金庫を置きたる場合に於ては特定の収入は収入役之を受領したる上金庫に納入し又特定の支出は収入役に於て金庫より受領したる上各人に支拂ふが如き取扱を爲すを得ざる義なり(行政實例)

### 第七章 市町村の一部の事務

市町村の一部の事務とは、其市町村の一部に於て特別に財産營造物を有する場合に之を管理處分する事務である。舊制の市町村の一部の事務に關する規定は、頗る不完全のもので、區會議員は市町村の名譽職であるか無いか、又之を辭退したるとき制裁を加へることが出来るかどうか、又區會議員の選舉效力に關し訴訟を起すことが出来るかどうか、又區會の設けがない場合に於て、一部

一區の所有財産に關する民事の訴訟に付ては市參事會、町村長が其當事者となり市町村會の議決を執行することが出来るかどうかと云ふやうな事項は、何れも解釋區々に涉り、職に在る者は勿論一般市町村人民に於ても不便の至りであつたから、新制に於ては市町村の一部の事務に關する規定を全部改正して、之等の疑問を明にしたり。

### 第四百四十四條

市ノ一部ニシテ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其ノ財産又ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中市ノ財産又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ財産又ハ營造物ニ關シ特ニ要スル費用ハ其ノ財産又ハ營造物ノ屬スル市ノ一部ノ負擔トス  
前二項ノ場合ニ於テハ市ノ一部ハ其ノ會計ヲ分別スヘシ

(町村制)第二百二十四條 町村ノ一部ニシテ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其ノ財産又ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中町村ノ財産又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ル但シ法律勅令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ財産又ハ營造物ニ關シ特ニ要スル費用ハ其ノ財産又ハ營造物ノ屬スル町村ノ一部ノ負擔トス  
前二項ノ場合ニ於テハ町村ノ一部ハ其ノ會計ヲ分別スヘシ

市町村の一部の事務 (市制第一四四條—町村制第一二四條)

▲市町村  
一部の  
財産の  
營造物  
の管理  
處



○市町村の財産  
一、市町村の  
管する物  
雖も亦市の  
町村の管  
財に關す  
物に關す  
依り規定  
管理處を  
とするも  
の分

〔釋義〕

本條は市町村の一部に於て共同の財産を有し又は營造物を設けたる場合に其財産及營造物の管理處分に關し規定したるものである。此場合に其財産及營造物の所有權は其市町村の一部に屬するもので、従つて其管理及處分に付ても、其共同所有者全體に於て隨意に之を處理すべきを以て事に適して居るやうに見ゆるけれども、更に廣く其市町村全體より考ふれば、其財産及營造物の管理及處分の如何は市町村全體に影響を及ぼすものであるから、法律勅令に特別の規定のない限りは、矢張り市町村の財産及營造物に關する規定に依つて管理及處分を爲すべきものと定めたのである。従つて市制第九十九條、町制第八十九條(市町村の基本財産の規定)、市制第一百條、第一百十一條、町制第九十條、第九十一條(市町村有財産營造物の使用及規則に關する規定)、市制第一百十二條、第一百十三條、町制第九十二條、第九十三條(使用料、加入金、手数料の徴收に關する規定)、市制第一百十四條、町制第九十四條(競争入札の規定)等が適用されるので、且つ其管理處分に付ては市町村會の議決を経て(特に區會を設くる場合は此限にあらず次條參照)市町村長が之を執行する任に當るものである。(市町村長は之を收入役若くは區長に命じて實際上の取扱を爲さしむるものである)。又、其財産又は營造物に關する民事訴訟のある場合に於ては、市町村長が其當事者となるのである。素より其財産及營造物は其一部に歸するものである。随つて其財産及營造物に關し特に費用を要するものあるときは、其費用は亦其一部の負擔とすべきものである。それから、其會計事務も一般町村長の會計事務と混同しないやうに之を分別して特別會計と爲すべきである。

【參考】 行政實例と判決例

▲町村一部の法律上の性質 (1)町村制第二百十四條には「町村の一部ニシテ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ云々」と規定し、明に町村の一部にして既に財産を所有するものあるの事實を前提として同條を規定せる趣旨より考察するときは同條は斯る部落を以て單純なる行政區劃となさずして之を權利の主體と爲し人格者たる資格を賦與したるものと認むるを妥當とす、斯る部落の議決機關は即ち町村會にして其の代表者は町村長なり(民事部判例)

(2)町村内の區は其の特別財産に付ては獨立なる一個の法人たる資格を有す(民事部判例)  
(3)町村内の區は私法人にして公法人に非ざれば區有の財産は勿論其の設置せる營造物と雖も民法の規定に従ひ公益的事業の爲め設立したる社團法人に於けると同じく其の物に關して他人との間に私法的權利關係を生ずるも公

市町村の一部の事務 (市制第一四四條—町村制第一二四條)

法的權利關係を生ずることなし(民事部判例)  
▲町村一部(區)の機關 (1)町村の一部に屬する財産及營造物は區會又は區總會を設けたる場合に於ては其の議決に依り、區會區總會を設けざる場合に於ては町村會の議決に依り町村長が事務を處理すべく一區又は一部の人民の協議に依り處理すべきものにあらず(行政實例)

(2)町村長は其の町村部落にして別に區域を存して一區を爲すときは其の所有財産に關し其の部落を代表し部落の名義を以て訴訟を爲すことを得(民事部判例)  
(3)町村長は其の町村の内外を問はず區なる法人以外の者に對し區を代表し區の名義を以て其の訴訟並に和解に關する事務を擔任する職務權限を有す(民事部判例)  
▲區會の權限 (1)村長は區の代表者として區有財産に關する訴訟行爲を爲すには特別授權

に關し區の機關たる區會の議決を経ざるべからず(民事部判例)

(2)町村長が町村會の決議に因り區を代表して提起したる訴訟に於て區會が其の行爲を追認したるときは有効に資格の次缺を補正したるものなりとす(民事部判例)

▲土地水利租税等の共同事業 町村内の區又は其の一部が獨立の法人を組成するは其の特別の財産又は營造物に關する獨立の權利を存續せしむるの趣旨に出でたるものとす、故に特別の財産を所有せず又は營造物を設くるに非ずして唯土地水利租税等に付き大字住民の共同利益を圖る爲め組合會議體を組織するが如きは大字なる法人の事業と云ふことを得ず(民事部判例)

▲町村一部の經費 (1)町村の一部の經費に要する區費は町村税として徴收すべきものとす(行政判例)

(2)町村の一部に屬する財産及營造物に關する事務は町村吏員をして之に當らしむべく區費を以て書記備員等を置き其の事務を取扱はしむべきにあらず(行政判例)

(3)町村の一部に於て有する財産に關する訴訟費用は其の一部の負擔に歸せしむべきものとす(行政判例)

(4)市町村の一部の所有に屬する財産より生ずる収入は一部の費用に充て尙殘餘あるときは住民に分配するも妨げなし(行政判例)

▲區と土木工事請負 府縣土木工事の請負は區の目的外に涉るを以て區は請負を爲すことを得ず(行政判例)

▲區會の議決と監督許可 町村の一部の財産及營造物に關する事物は町村の行政に關する規定に依り處理すべきものなるを以て町村會の議決に關し監督官廳の許可を受くべき事項に付ては區會の議決に關しても亦許可を受く

べきは勿論なりとす(行政判例)

▲區と寄附 町村内の區が特別に財産を所有することを得るは町村制第二百二十四條に依りて明かなり、然れども區が財産を所有することを得ることは元來沿革上特に之を許しあるものにして例外的場合に屬す。故に區の財産に關しても其の利用を爲すことを得るに止まり新に財産の寄附を受くることを得ざるものと云ふを正當とす(法曹會議決)

▲條件付の寄附行爲 大字に於て其の所有財産を村に寄附せんとするに當り將來村より分離するか又は他町村の區域に屬する場合あるときは寄附當時の財産全部を元大字の共有に歸せしむるの條件を付すべきものにあらず(行政判例)

▲區と國有林拂下 國有林拂下の如き場合は市町村内の大字又は區は財産の主體たるや否やを調査することなくして其の市町村内の大

市町村の一部の事務(市制第一四四條—町村制第一二四條)

字又は區に不動産を拂下することあり、果して大字又は區に新に不動産を取得することを許さずとすれば、其の拂下も不可能ならん。

反對説は昔時の所論にして採るに足らず、獨り國有林拂下の場合にのみ限らず、近來縣に於て民有林を部落名義に整理の上賣買登記の囑託ありたるときは之を却下すべきものにあらず、果して然らば大字又は其名稱にて新に不動産を取得することを得べきものとす(民事局回答)

▲村會議決取消と行政訴訟 村會が區の共有原野を分割し之を私人に讓與するの議決を爲したる場合に其の議決の取消を請求する事件に就ては町村制其の他の法律勅令中行政訴訟を許したる規定なし(行政判決例)

▲區財産の管理 (1)町村内の一部にして特別に財産を所有する場合は其の町村長に於て之が管理を爲すべきものとす(行政判決例)

(2) 部落所有の財産を管理するは町村長固有の職権にして他人に代理せしむることを得ず

(刑事部判例)

●●●●●●●●●●  
▲區の出納會計事務 區の出納及會計の事務は収入役をして之を取扱はしめ町村長には其の取扱を爲さしめざる旨趣なりとす(刑事部

判例)  
●●●●●●●●●●  
▲區の里道改修 區の里道は一の營造物にして其の改修に關する費用は區の支辨すべきものなるを以て區會の決議すべき事項に屬す、而して村長は之を管理するの職責を有するものとす(刑事部判例)

第四百四十五條

前條ノ財産又ハ營造物ニ關シ必要アリト認ムルトキハ府縣知事

ハ市會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ市條例ヲ設定シ區會ヲ設ケテ市會ノ議決スヘキ事項ヲ議決セシムルコトヲ得

(町村制) 第二百二十五條 前條ノ財産又ハ營造物ニ關シ必要アリト認ムルトキハ府縣知事ハ町村會ノ意見ヲ徵シテ町村條例ヲ設定シ區會又ハ區總會ヲ設ケテ町村會ノ議決スヘキ事項ヲ議決セシムルコトヲ得(同上本條改正)

〔釋義〕

本條は市町村一部の財産營造物に關し市町村條例及區會又は區總會を設けることを得るを規定したるものである。前條の規定に依り市町村一部の財産及營造物に關する管理及處分の方法も、市町村有の財産營造物と同じく市町村會に於て之を議決し市町村長之を實行するものであるけれども、全く市町村會の議決に一任するときは、或場合に依つては其市町村會が自己が議決権限ある

のを幸ひに、財産營造物を共有する所の一部の利益を顧みないで、擅に專横の議決を爲さないと限らない。それ故若し例へば其財産營造物が市町村一部の共有に係り、之れに要する費用も亦一部の者のみに於て負擔し、且つ沿革上其一部の者のみに限つて共同使用を爲して居るといふやうな事情のあつて之れが管理及處分の方法に付ては市町村會に於て議決せしむるより、其一部の者をして區會又は區總會を設立せしめて之に其管理處分の方法を議決せしむる方が、却つて其一部の爲めに利益であるといふ必要あるときは、監督官廳(府縣知事)は市町村會の意見を徵し(意見を徵すとは只だ其意見を問合せるだけで其意見に拘束さるゝものではない)市に於ては尙ほ府縣參事會の議決を経て)市町村條例を以て其一部に區會又は區總會を設けて、其財産營造物に付き市町村會が議決すべき事項を議決せしむることが出来るのである。

然し此區會なるものは、専ら其一部に屬する財産營造物の管理處分の方法を議定するだけで、其執行は矢張り市町村長が之に當るもので、區會は設けられても別に區を置かれるものでない。従つて市制第六條の勅令を以て定めらるゝ區の如く法人たる資格のあるものでなく、又市制第八十二條、町村制第六十八條に依り、市町村の事務を處理する爲めに便宜上設けらるゝ區でもないのである。それ故に本條の場合には區會だけあるので、區役所といふものはない、又た處務便宜の爲に設くる區は區役所があるも區會なるものがない。區會もあり區役所もあり區長もあるといふ完全なる區は只だ市制第六條の法人たる區だけである。

【參考】 行政實例と判決例

市町村の一部の事務 (市制第一四五條―町村制第一二五條)

●●●●●  
 ▲區會の設置 區會の設置に付市町村會の意見を徴する場合は設置の方法即ち條例に規定すべき事項に付ても之を徴すべきものとす(行政實例)。市町村會の議決に依り區會の申請ありたる場合に於ても更に其の市町村會の意見を徴すべきものとす(行政實例)  
 ●●●●●  
 ▲區會設置條例の許可 區會條例は町村條例として等しく内務大臣の許可を受くべきものとす(行政判決例)。區會設置條例を許可を得ずして發布したるものあるときは之に依り施行したる事項は其の儘として條例を取消し更に許可を稟請せしむるの外なし(行政實例)  
 ●●●●●  
 ▲幼稚園の設置 幼稚園の設置は區會に於て議會を爲すを得ず、市町村會に於て區に幼稚園設置の議決を爲し府縣知事の許可を受くるの外なし、尤も區所有の財産を以て幼稚園設置の費用に充つるの議決を爲すは所謂財産處分に關する事項なるを以て區會の權限に屬す

●●●●●  
 るものとす(行政實例)  
 ●●●●●  
 ▲區會の議決權 區會は區有財産及營造物に關する事務の爲め之を設くるものにして他に議決の權あるものにあらず(行政判決例)  
 ●●●●●  
 ▲區會と土木工事 區會は區の財産及營造物に關する事務の爲め設けられたるものなれば村の負擔に屬する土木工事の如きものを區の請負と爲すべしとの村會の議決は該設定の旨趣に背きたる違法の議決にして區會の權限外に涉る事項を議決執行せしめたるものとす土木工事と區會の營造物の管理方法とは別個の事務なれば單に經濟上の利益あるの故を以て請負工事をして區の營造物の管理方法に關するものと言ふを得ず(行政判決例)  
 ●●●●●  
 ▲區と起債 町村内の區が權利義務の主體たることを得るは直接に其の財産を所有し若は營造物を設くることに關する場合に限るものにして起債の如き事項に付ては何等の權能を

▲區會議員と市條例

○前條に依る區會議員の定

有せず一區會條例中、區會の議決すべき事項として區有不動産の質入書入を爲すことを規定したるときと雖も、其の規定は區が自ら起

債を爲すにあらざる場合に適用せらるべきものと解釋すべく之を以て區に起債權を付與したるものと解釋するを得ず(行政判決例)

第四百四十六條

區會議員ハ市ノ名譽職トス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ市條例中ニ之ヲ規定スヘシ(同上本條改正)

區會議員ノ選舉ニ付テハ町村制中町村會議員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決定及被選舉權ノ有無ノ決定ハ市會ニ於テ之ヲ爲スヘシ(昭和一〇年本項改正)

區會ニ關シテハ市會ニ關スル規定ヲ準用ス

(町村制) 第二百二十六條 區會議員ハ町村ノ名譽職トス其ノ定數、任期、選舉權及被選舉權ニ關スル事項ハ前條ノ町村條例中ニ之ヲ規定スヘシ區總會ノ組織ニ關スル事項ニ付亦同シ  
 區會議員ノ選舉ニ付テハ町村會議員ニ關スル規定ヲ準用ス但シ選舉若ハ當選ノ效力ニ關スル異議ノ決定及被選舉權ノ有無ノ決定ハ町村會ニ於テ之ヲ爲スヘシ(昭和四年法律第五七號改正)  
 區會又ハ區總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規定ヲ準用ス

〔釋義〕

本條は前條に規定せる區會議員と市町村條例との關係に付き規定したるもので、前條に於て説明したる如く、本條の區會議員なるものは、市町村一部の財産營造物の爲めに市町村市町村の一部の事務(市制第一四六條一町村制第一二六條)

數、任期、選舉權、被選舉權、其他事項、市町村の事務、其の定むるものとする

▲一部事務に關する及勅令

條例を以て設けられたる區會議員であるから、其定數、任期、選舉權及び被選舉權に關する事項も亦其市條例を以て適宜に定めるものとしたのである。選舉若くは當選の效力に關する異議の決定及び被選舉權の有無の決定は、市町村會に於て之を決定することとなつて居る。尙ほ小村に於ては選舉など行はないて區總會なるものを設けて區會に代へることも出来るのである。然し之等の事項を定むるには必ず市町村條例を以て定めなければならぬのである。それから其區會の開閉又は會議規則等に關する規定は、別に市町村條例を以て定めなくても可いので、一般市町村會の規定を準用することとなつて居る。

【参考】 行政實例

▲區會の議長 區會の議長は市に在りては區會之を選舉し町村に在りては町村長之に任ずべきものとす(行政實例)

の使用料又は加入金に關する條例は區會の設けある場合に於ては其の區會に於て議決すべきものとす(行政實例)

▲使用料及加入金 町村の一部に屬する財産

第四百四十七條 第四百四十四條ノ場合ニ於テ市ノ一部府縣知事ノ處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第四百四十八條 第四百四十四條ノ市ノ一部ノ事務ニ關シテハ本法ニ規定スルモノ

ノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(町村制) 第二百二十七條 第二百二十四條ノ場合ニ於テ町村ノ一部府縣知事ノ處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得(同上本條改正)  
第二百二十八條 第二百二十四條ノ町村ノ一部ノ事務ニ關シテハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

【釋義】

本條は市町村の一部に屬する財産及營造物に關して爲したる監督官廳の處分に對し、其市町村の一部が内務大臣に訴願することを得べきこと。及び尙ほ市町村の一部の財産及營造物に關して必要な規定は、本法に規定あるもの、外勅令を以て定むるものであるといふことを規定したるもので、別に説明を要さないものである。

第八章 市町村組合

市町村組合とは市町村の全部若くは一部の事務(例へば治水、道路、學校、衛生等の如き)を共同に處理する必要がある場合に、市と町村若くは數町村の聯合するを謂ふ、舊制は市町村組合に關する規定が甚しく不完全であつた爲めに或は實際上の必要を缺き、或は政黨關係より紛擾を起し、或は法文の解釋に疑義百出し實際法規の適用上不便少なからざりしため、本制は大に之に改正を加へたのである。今其改正の要點を擧げれば左の如くである。

市町村組合 (市制第一四七、一四八條—町村制第一二七、一二八條)

▲市町村  
組合の  
要件及  
性質

- 三七二
- (一) 町村と町村との組合のみならず市と市又は市と町村との組合を組織し得る事、
  - (二) 市町村組合の設置、解除又は規約の設定及変更等は總て府縣知事の許可を要する事、
  - (三) 公益上必要ある場合に於ては、府縣知事に於て市町村組合を設置し若くは變更し得べき事、
  - (四) 是等の強制處分を爲す場合に於ては、關係市町村の意見を徴し、府縣參事會の議決を経て、内務大臣の許可を受く可き事、

第四百十九條 市町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ市町村組合ヲ設クルコトヲ得

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ前項ノ市町村組合ヲ設クルコトヲ得市町村組合ハ法人トス(同上本條改正)

(町村制 第二百二十九條 町村ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ町村組合ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テ組合内各町村ノ町村會又ハ町村吏員ノ職務ニ屬スル事項ナキニ至リタルトキハ其ノ町村會又ハ町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス  
町村ハ特別ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ事務ノ全部ヲ共同處理スル爲町村組合ヲ設クルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合内各町村ノ町村會及町村吏員ハ組合成立ト同時ニ消滅ス)

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ前二項ノ町村組合ヲ設クルコトヲ得(同上本條改正)  
町村組合ハ法人トス

〔釋義〕

本條は市町村組合の要件及び法律上の性質を規定したるものである。市町村は或一部の事が共用して處理することを必要とする場合がある。又た或町村に於ては市町村全部の事務を各市町村が共用して處理することを必要とする場合がある。斯る場合に於ては各市町村が共同して組合を設け一定の組合規約に依り、其組合に依つて處理する所の費用其他の義務を住民に命ずる權力あると爲す必要が起る。それ故本條に於て市町村は一定の事務を共同して處理する爲めに市町村組合なるものを設置するを認めたるである。

(一) 市町村組合法律上の性質 市町村組合は法人とす。法人とは市制第二條、町村制第二條に於ても説明せる如く、法律上獨立の人格を有するもので吾人と同じく私法上の權利義務を有するものである。又た市町村組合は銀行會社の如き私法人ではない、國府縣、市町村及び其他の公共團體と同じく一定の組合に於て人民に對し強制權(即ち權力)を有する所の公法人である。それ故市町村組合は市町村組合の名を以て購買、請負其他の私法上の契約を爲すことを得るのみならず、市町村と同じく法律に許されたる範圍に於て住民に對し權力を以て義務を強制することも出来るのである。

市町村組合 (市制第一四九條—町村制第一二九條)

○市町村は公村  
組人は市町村  
法同人は市  
と市同村  
組合同村  
に依り規則  
の依り規則  
定行力  
を行使す  
ること  
を得る

○市町村は公村  
組人は市町村  
法同人は市  
と市同村  
組合同村  
に依り規則  
の依り規則  
定行力  
を行使す  
ること  
を得る



と規定したので。本制は舊制に比し法理と實際上遂に適切なる規定である。

(文例の一) 町村組合設置許可申請書

(一部事務の組合設置の文例)

組合設置ノ町村

何郡何町村

何郡何町村

共同処理スヘキ事務

稻田害蟲驅除(又ハ何々)

何々

組合設置ヲ要スル理由

右何郡何町村及何町村ハ共ニ其境域ヲ接シ稻田相連リ一望一村ノ稻田ノ如ク唯々行政上其ノ區別アルニ過キス、然ルニ稻田ノ害蟲ハ近年頻リニ繁殖シ爲メニ稻田ノ害ヲ被ムルコト甚大ナリ、故ニ之カ豫防ノ策ヲ講シ且ツ其ノ驅除ニ勤ムルハ實ニ必要ノ計ニシテ右兩村ノ如キ極力以テ其方法ヲ講シ來レリ、然レトモ右兩村ノ如ク其境域ヲ接シテ相連レル場所ニ於テハ一村ニシテ豫防驅除ニ力ムルモ他ノ一村ニシテ之ヲ顧ミサルトキハ到底其效ヲ奏セサルモノニシテ、其豫防、驅除ノ目的完全ニ行ハレンカ爲メニハ兩村相一致シ共同ヲ以テ之ヲ力行スルヨリ外ナシ、是ニ於テ右兩村ハ右事務ヲ共同處理スル爲メ兩村ノ組合ヲ組織スヘキ議ヲ決シ、別紙ノ如ク組合規約ヲ規定セリ(又ハ何々)事務ノ爲メ何町村及ヒ何町村右ノ理由ニ依リ稻田害蟲豫防及驅除(又ハ何々)事務ノ爲メ何町村及ヒ何町村

ト町村組合ヲ設置スルノ議御許可相成度、別紙右兩町村會ノ協議ニ成レル町村組合規定相添ヘ各町村會ノ議決ニ基キ町村制第二百二十九條ニ依リ此段申請候也

年 月 日

何町村長 何 某 印

何町村長 何 某 印

何府縣知事何某殿

(文例の二) 町村組合設置申請書

(全部事務の組合設置の文例)

組合設置ノ町村

何郡何町村

何郡何町村

共同処理スヘキ事務

市町村全部ノ事務

組合設置ヲ要スル理由

何郡何町村ハ縣下ノ何部ニ位シ東西何里、南北何里、東西西ノ三方ハ何山及ヒ何山ヲ以テ圍繞セラレ、單ニ北部ニ對シテノミ較々平地ヲ存シテ何町村ニ界シ人口何程、戸數何程ノ小町村ナリ、而シテ町村ノ地勢及ヒ位置右ノ如クナルヲ以テ町村民ハ専ラ何々ヲ以テ職業ト爲スモ、其生活固ヨリ富裕ナルコトヲ得スシテ其ノ富ノ程度ハ別紙調書ノ如クニ有之、然ルニ近年國家財政及ヒ上級自治

市町村組合 (市制第一四九條—町村制第一二九條)



體財政ノ膨脹ニ伴ヒ、本町村民ノ負擔モ亦タ夥シク増加シタルノミナラス、一方ニ於テハ社會ノ發達進歩ニ伴ヒ本町村自ラノ教育、衛生、勸業、土木、水利、其他ノ施設モ亦タ企畫スヘキコト尠ナカラス、他方ニ於テハ國政及ヒ上級自治體ノ事務ノ愈々多キチ加フルト共ニ、小町村ナリト雖モ本町村モ亦々下級行政區トシテ其ノ事務ノ負擔増シタルノミナラス、自己町村ノ事務モ愈々益々多キチ加ヘ從テ町村費ノ増加ノ如キ別紙調書ノ如ク驚クヘキ額ニ達シ、寔ニ之ヲ町村民ノ收入ニ對比スレハ其結果將ニ別表ノ如クナラントス、若シ夫レ數年此勢ヲ以テ進マシカ、町村民ノ財力到底之カ負擔ニ堪ヘスシテ一町村將ニ疲弊ノ苦境ニ沈マントス、是ニ於テ町村民期スル所アリ、殖産興業、勤勉力行、専ラ増富ノ計ヲ畫シ、何々ノ事業ヲ講シタルモ、本町村ノ位地、狀態前途ノ如クニシテ到底以テ其結果充分ナルヲ得ス、然ルニ本町村ノ北部僅カニ平地ヲ存シテ境ヲ接スル何町村ハ東西何里、南北何里、人口何程、戸數何程ノ小町村ニシテ其位地財力及ヒ町村民ノ狀態能ク本町村ト酷似シ困難ノ數亦々相同シキモノアリ、是ニ於テ乎、今此兩町村聯合シテ全部事務ノ町村組合ト爲サンカ、二個各別ニ施設シ各町村各別ニ爲スヘキ事業モ一ノ施設一ノ事業ヲ以テ足り、從テ各般ノ經費大ニ減スヘキモノアルヘシ、試ニ之ヲ調査スルニ其結果別表ノ如クニシテ各町村民ノ負擔モ亦々各々其半ヲ以テ足レルヲ見ル、之ニ加フルニ兩町村ノ地勢ヲ見ルニ東西各々山ヲ繞ラシテ南北平地ヲ存シテ兩町村相接シ正ニ有形上聯合シテ共同事務ヲ處理スルニ適シ、其人民ノ氣質、習慣、風俗、亦々全ク相同ク、古來能ク相親ミ無形上ニ於テモ亦々互ニ相提携シテ組合組織ヲ爲スニ適ス、若夫レ幸ニ兩町村全部組合成立スルコトヲ得ンカ、二個ノ小町村ハ合シテ

一ノ適當ナル町村組合ト爲リ其ノ資力亦々漸ク法律上及ヒ公益上ノ負擔並ニ計劃ヲ爲スニ足ルヘシ、即チ兩町村ノ議決ニ因リ右兩町村組合ノ許可ヲ請フ爲メ別紙ノ如ク組合規約ヲ規定セリ  
右ノ理由ニ依リ何町村及ヒ何町村トノ町村組合設置ノ儀御許可相成度別紙右兩町村會ノ協議ニ成レル町村組合規約相添、各町村會ノ議決ニ基キ町村制第百二十九條ニ依リ此段申請候也

年月日

何町村長 何

何町村長 何

某 某

某 某

何府縣知事何某殿

右の文例は、町村組合設置申請書の一例を示したものであるけれども、實際申請の場合に於ては、各種の調査を経て、成る可く具體的に事實を擧げて組合設置を以て最も公益に適するやうに記述しなければならぬ。(文例の二)は全部組合設置の申請書の文例であるけれども、之も又た少しく訂正加除すれば市町村併合の申請書にも應用されるのである。

【参考】 行政實例と判決例

▲町村組合設置の協議 町村組合を設くる爲め協議を爲す場合は町村會の議決を経るを要す(行政實例)

▲町村一部と町村組合 甲町村の一部と乙町

市町村組合 (市制第一四九條―町村制第一二九條)

村の一部と共同處辨すべき財産又は營造物あるときは其の各一部を以て組合を設けることを得ざるも甲乙兩村とも其の全部を以て組合を設くるは妨げなし(行政實例)

▲郡の廢置と町村組合 郡の廢置あるも町村組合は存續するものとす(行政實例)

▲府縣の境界變更と町村組合 府縣の境界變更の爲め町村組合内の町村の一部(一字の如き)他府縣に編入せられたるときは其の區域は當然組合の區域を脱すべきも該組合は依然存續するものとす(行政實例)

▲役場事務の共同處理 役場事務を共同處理する爲め町村組合を設け其の他の一部事務に付き他の町村と組合を設くるものは全部事務の組合にあらず、從て衆議院議員選舉法及府縣制等に依る選舉に關する事務に付ても全部事務の組合として取扱はしむべきものにあらす(行政實例)

▲町村組合の事務 (1) 町村組合の事務も町村と等しく必ず公共事務ならざるべからず、故に町村組合を設け事務を共同處分するに當りても單に營利を目的とするものは公共事務なりと謂ふを得ず(行政判決例)

(2) 本條は町村の行政事務として處分すべきものを數町村共同して處分する爲め組合を設けることを得るの規定なり、然るに漁業は一種の營業にして當初より營利を目的と爲すものなれば之に關する事務を町村事務と謂ふを得ず(行政判決例)

▲用水事業の共同處辨 用水事業を共同處辨する爲め町村を基礎として設立せられたる町村組合は其の規約の規定に依り組合會の決議を以て濫濫反別を増加し得るものとす(行政判決例)

▲町村組合と準則 町村組合は數町村の事業を共同處分する爲め設置せられたる機關にし

て其の性質上町村と異なる所なければ組合規約に特別の定めある場合を除く外一般町村の規定を適用すべきは當然なり(行政判決例)

▲町村組合代表者の權限 町村組合は公共團體なる各町村以外に於て別に公共團體を組成することを認められたるものなれば其の町村

組合の事務は處分行爲なると將た管理行爲なるとに依り其の處理の權限を異にすべき道理なし、從て町村組合の代表機關は共有財産の處分行爲に屬する事件と雖も組合町村を代表して訴訟を爲し又は訴訟を受くるの權を有すべきものとす(民事部判例)

**第五百十條 市町村組合ニシテ其ノ組合市町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事務ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ**  
公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ組合市町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事務ノ變更ヲ爲スコトヲ得(同上本項改正)

(町村制) 第三百十條 前條第一項ノ町村組合ニシテ其ノ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ共同事務ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ關係町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

前條第二項ノ町村組合ニシテ其ノ組合町村ノ數ヲ減少セムトスルトキハ組合會ノ議決ニ依リ其ノ組合町村ノ數ヲ増加セムトスルトキハ其ノ町村ト新ニ加ハラムトスル町村トノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

市町村組合 (市制第一五〇條—町村制第一三〇條)

▲市町村組合の  
増減及  
共同事務  
の變更  
の手續



○市町村  
組合は必  
ず之が準  
則たる組  
合規約な  
るものを  
定めざる  
べからず

る)しなければならぬ。而して其手續は關係市町村の協議に依つて之を定め府縣知事の許可を必要とするのである。組合は其規約の成立に依つて始めて成立するものである。故に後日に至り之を變更する場合に於ても同一の手續を要するのである。然し全部事務の町村組合の規約を變更する場合には、既に各町村の機關が消滅してない場合であるから、此場合に於ては其町村組合の組合會議に依つて其變更を議決し、更に府縣知事の許可を受くるのである。

又既に公益上必要ある場合に於て強制して組合を設立することを認めたる以上は、其組合規約も亦強制して設定し又は變更せしむることを認むることを至當とするので、府縣知事は其關係市町村の意見を聞き、府縣參事會の議決を経て之を定め若くは之を變更することが出来るのである。

### 【參考】 行政實例と判決例

▲町村組合條例 町村組合の共同事業に關し

條例を以て規定すべき事項は組合條例の名を以て施行せしむべきものとす(行政實例)

▲組合管理者の名稱 (1)全部事務の町村組合の管理者の名稱は町村長の上に組合の二字を

冠せしむるものとす(行政實例)

(2)役場事務を共同處辨する町村組合に於ては其の組合會の議長は勿論組合内各町村會の議長も組合町村長之に任すべきものとす(行政實例)

▲町村組合の理事者 全部事務の爲にする組合に在りては一町村長を置き、一部事務の爲にする組合に在りては其の組合内の町村長をして組合の理事者たらしめ別に町村長を置かざる方然るべきものとす(行政實例)

▲組合會議員の制限 (1)組合會議員にして父兄弟の縁故ある者は同時に組合會議員たることを得ざるものとす(行政實例)

(2)組合の有給吏員は組合會議員たることを得ざるものとす(行政實例)

▲組合會議員の組織 組合會の組織とありて其の構成を組合の規定に一任したる以上は之に屬すべき組合會議員選舉の方法及其の資格任期をも包含すべきものとす(行政判決例)

▲町村組合の事務 町村組合に關する事項は本條の規定に従ひ組合規約に依りて決すべきものとす(行政判決例)

▲町村組合の議決範圍 町村組合規定は其の市町村組合 (市制第一五一條—町村制第一三一條)

組合組織の際關係町村の協議を以て成るものなれば組合會は該規定の範圍外に涉り若くは之に矛盾するが如き議決を爲すことを得ず(行政判決例)

▲町村組合收入役と給料 組合町村長が其の管理に係る事務を町村の收入役に命じ組合の會計事務を處理せしめたる場合と雖も給料を支拂ふの責なし(行政判決例)

▲町村組合の法律上の性質 町村組合は公法人にして町村なる公法人と均しく自治團體に屬す、從て之が管理人又は其の代理人となり行政事務の執行を掌る者は町村長又は助役と均しく公吏なりとす(刑事部判例)

▲町村學校組合長 町村學校組合長は其の組合に屬する學校の會計を管理し組合の金錢を監守するの職責を有す、從て其の管掌する金錢を窃取したる所爲は監守盜罪を構成す(刑

事部判例)

**第五十二條** 組合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル市町村、組合ノ共同事務、組合役場ノ位置、組合會ノ組織及組合會議員ノ選舉、組合吏員ノ組織及選任並組合費用ノ支辨方法ニ付規定ヲ設クヘシ

(町村制) **第三十二條** 組合規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル町村、組合ノ共同事務及組合役場ノ位置ヲ定ムヘシ  
一部事務ノ爲ニ設クル組合ノ組合規約ニハ前項ノ外組合會ノ組織及組合會議員ノ選舉、組合吏員ノ組織及選任並組合費用ノ支辨方法ニ付規定ヲ設クヘシ

〔釋義〕

本條は市町村組合規約に於て規定すべき内容を規定したるものである。即ち其組合規約には、(1)組合の名稱、(2)組合を組織する市町村、(3)組合共同事務、(4)組合役場の位置、(5)組合の組織及組合會議員の選舉、(6)組合吏員の組織及選任、(7)組合費用の支辨方法を規定しなければならぬものである。其他の事項に關しては市町村に關する規定が準用せらるゝのである。市制第五十六條、町村制第三十六條)  
全部組合の組合規約は、前掲の(1)より(4)までの事項を規定すれば可いので、其他の事項は町村に關する總ての規定が準用せらるゝのである。今參考の爲めに其一部事務に於ける町村組合の規約の文例を擧ぐべし。

町村組合規約

- 第一條** 左ニ掲クル事務ヲ共同處分スル爲メ町村制第二百二十九條ニ依リ何郡何町村何町村及ヒ何町村ノ協議ヲ以テ町村組合ヲ設置ス  
一何々
- 第二條** 前條ニ依リ設置シタル組合ヲ何々組合ト稱ス
- 第三條** 組合會議員ノ定員ハ何名トス  
組合會議員選出ノ割合ハ左ノ如シ  
一何町村 何名  
一何町村 何名  
一何町村 何名
- 第四條** 組合會議員ハ各町村ニ於テ其ノ選舉權ヲ有スル者其被選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ選舉ス(又ハ但シ町村會ニ於テ組合會議員ノ被選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ選舉スルコトヲ得)
- 第五條** 各町村内ノ住民ニシテ町村會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ組合會議員ノ被選舉權ヲ有ス
- 第六條** 組合會議員ハ名譽職トス  
組合會議員ノ任期ハ四年トス
- 第七條** 組合會議員ニ關員アル爲メ議員ノ選舉ヲ要スルトキハ三ヶ月以内ニ之

市町村組合 (市制第一五二條—町村制第一三二條)

ナ行フヘシ

補闕議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第八條 組合内各町村長ハ選舉期日前何日ヲ限リ組合議員ノ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

第九條 組合内各町村長ハ組合會議員ノ選舉ヲ終了シ當選者確定シタルトキハ直ニ其氏名ヲ組合長ニ報告スヘシ

第十條 組合事務管理ノ爲メ組合長（其ノ他何々）一名ヲ置ク

組合長ハ組合町村ヲ管轄スル府縣知事ニ於テ之ヲ指定ス（又ハ組合内各町村長ノ互選ヲ以テ其中ヨリ之ヲ選任ス若クハ何々）

此ノ他ノ吏員ニ於テハ町村制ノ規定ヲ準用ス

第十一條 組合ニ關スル必要ナル費用ハ組合財産ヨリ生スル收入及ヒ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルモノノ外組合内各町村ニ分賦ス（又ハ何々）

前項分賦ノ割合ハ云々

第十二條 本規約ニ規定シタルモノノ外町村制ノ規定ハ之ヲ本組合ニ準用ス

▲市町村組合の解除

第五十三條 市町村組合ヲ解カムトスルトキハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣

知事ノ許可ヲ受クヘシ

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣

參事會ノ議決ヲ經テ市町村組合ヲ解クコトヲ得（同上本項改正）

（町村制）第三百三十三條 町村組合ヲ解カムトスルトキハ一部事務ノ爲ニ設クル組合ニ於テハ關係町

村ノ協議ニ依リ全部事務ノ爲ニ設クル組合ニ於テハ組合會ノ議決ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ

公益上必要アル場合ニ於テハ府縣知事ハ關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ町村組合ヲ解クコトヲ得（同上本項改正）

〔釋義〕

本條は市町村組合を解除する場合を規定したるもので、既に組合の目的を達したるか又は組合を組織する必要なくなつたときは、モハヤ組合を設けて置く必要はないから、之を解除して仕舞ふことが出来るのであるが、組合設立のときは府縣知事の許可を受けてしたのであるから、之を解除する場合に於ても亦關係市町村の協議に依るばかりでなく府縣知事の許可を受けねばならぬのである。全部組合の場合には、各町村の機關がないから、其組合會の議決に依り府縣知事の許可を受くるものである。

又た公益上必要なる場合に於ては、府縣知事は關係ある町村會又は組合會の意見を聞き、府縣參事會の議決を経て之を解くことが出来るのである。

第五十四條 第五十條第一項及前條第一項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關ス

ル事項ハ關係市町村ノ協議ニ依リ之ヲ定ム（同條本項改正）

第五十條第二項及前條第二項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係

市町村組合（市制第一五三、一五四條—町村制第一三三條）

○組合の目的を達し若くは之を組織するに必要なきに至るときは之を強ひて置く必要なく

▲市町村組合の財産分處

アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事定テ定ム(同上)

(町村制)第三百三十四條 第三百三十條第一項及前條第一項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係町村ノ協議、關係町村ト組合トノ協議又ハ組合會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム(同上本項改正)  
第三百三十條第三項及前條第二項ノ場合ニ於テ財産ノ處分ニ關スル事項ハ關係アル町村會又ハ組合會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム(同上)

〔釋義〕

本條は市町村組合の財産處分に關し規定したるものである。即ち組合町村の數を増減し又及び組合解除(前條第一項)の場合に於ては、夫れ々々組合財産の處分を必要とするのであるが其方法は關係町村の協議又は關係町村と組合との協議に依つて定むるので、全部組合に於ては組合會の議決に依るのである。

然し、府縣知事の強制に出でたる場合(市制第五百十條第二項及前條第二項、町村制第三百三十條第三項及前條第二項)に於ては、其財産處分も亦關係ある町村會又は組合會の意見を徵し府縣參事會の議決を経て府縣知事之を定むるものである。

第五百十五條 第四百十九條第一項第五百十條第一項第五百十一條第一項第五百十三條第一項及前條第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ市町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得(同上本項改正)

▲市町村組合に關する  
訴願及

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル市町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ七日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル市町村ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(同上)

前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

(町村制)第三百三十五條 第二百二十九條第一項及第二項第三百三十條第一項及第二項第三百三十三條第一項並前條第二項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村組合ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得(同上本項改正)

組合費ノ分賦ニ關シ違法又ハ錯誤アリト認ムル町村ハ其ノ告知アリタル日ヨリ三月以内ニ組合ノ管理者ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ組合ノ管理者ハ七日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得(同上)

市町村組合 (市制第一五五條—町村制第一三四、一三五條)

三九二  
前項ノ決定及裁決ニ付テハ組合ノ管理者ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

○強詞に  
出る場合  
は既大臣の  
務可たる受  
許なるが  
合なるが  
故に訴願に  
對し訴願に  
すべきあら  
すにあらべ  
○組合の  
費用は其  
組合を組  
織したる  
各市町村  
の負擔と  
す

〔釋義〕  
本條は市町村組合に關する異議、訴訟及び訴訟を規定したものである。市町村組合を設くる場合(市制第四百九條第一項、町村制第二百二十九條第一項第二項)、市町村組合の市町村の數を増減し又は共同事務を變更する場合(市制第五百十一條第一項、町村制第三百十一條第二項)、組合解除の場合(市制第五百十三條第一項、町村制第三百十三條第一項)、組合財産處分の場合(市制第五百十四條第二項、町村制第三百十四條第二項)、是等の場合は何れも府縣知事の許可を受けねばならぬのである。然るに府縣知事が不當に之を許可せざるときは、其處分に對し不服ある市町村又は市町村組合は内務大臣に訴願することが出来るのである。

それから、市町村組合を組織した以上は、其組合の事務を經營處理するに必要な費用が費用である。其費用は其組合を組織した各町村に於て分賦して支出するのである。ソコテ、其組合費の分賦(割當)に關して違法即ち市町村制又は組合規約に違反して居るとか、又は其費用の計算に錯誤(間違ひ)があるとかいふ場合には其市町村は其分賦の告知があつたる日から三ヶ月内に組合の管理者に對して異議を申立ることが出来るのである。其異議の申立あるときは、管理者は七日以内に之を其組合會の決定に付さなければならぬのである。其組合會の決定に對して、不服ある者は關係市町村若しくは組合管理者の何れよりも、之を府縣參事會に訴願し、尙ほ其裁決に不服あるときは行政裁判所に出訴することが出来るのである。此の府縣參事會

▲市町村  
組合に  
規定  
準用規

の裁決に對しては府縣知事よりも行政訴訟を提起することが出来るのである。

第五百十六條 市町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ  
外市ニ關スル規定ヲ準用ス

(町村制)第三百三十六條 町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外町村ニ關スル規定ヲ準用ス

〔釋義〕

本條は市町村組合に市町村に關する規定を準用すべきことを定めたものである。市町村組合には組合規約があつて、之に依つて其事務を處理して行くものであるけれども、其他の專項に付ては市町村に關する規定が準用されるのである。蓋し市町村組合の事務は即ち市町村事務の一部又は全部であるから、法律勅令中に別段の規定ある場合を除く外は、市町村に關する市制町村制の規定を準用するを以て至當とするのである。

## 第九章 市町村の監督

○市町村  
は最下級  
の自治體  
の自國  
且つ國家

市町村は、最下級の自治團體と共に國家の行政區劃であるから、其施政方針の良否と事務處理の如何とは、直に國家及府縣の利害消長に影響する。それ故、國家及府縣は之を監督する必要がある。然し無暗に干渉するといふことは、國家が市町村を自治團體として獨立の生存を認めさせた立法の精神

市町村組合 (市制第一五六條―町村制第一三六條)







第六十條

異議ノ申立又ハ訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ之ヲ起算ス(同上本項追加)

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴訟法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

(町村制 第四百十條 異議ノ申立又ハ訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ二十一日以内

ニ之ヲ爲スヘシ但シ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノハ此限ニ在ラス

行政訴訟ノ提起ハ處分決定又ハ裁決アリタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

決定書又ハ裁決書ノ交付ヲ受ケサル者ニ關シテハ前二項ノ期間ハ告示ノ日ヨリ之ヲ起算ス(同上本項追加)

異議ノ申立ニ關スル期間ノ計算ニ付テハ訴訟法ノ規定ニ依ル

異議ノ申立ハ期限經過後ニ於テモ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ仍之ヲ受理スルコトヲ得

異議ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ申立人ニ交付スヘシ

異議ノ申立アルモ處分ノ執行ハ之ヲ停止セス但シ行政廳ハ其ノ職權ニ依リ又ハ關係者ノ請求ニ依リ必要ト認ムルトキハ之ヲ停止スルコトヲ得

〔釋義〕

本條は異議の申立、訴訟及訴訟の提起の期限及び手續を規定したものである。本法は各本條に於て監督官廳又は市町村長の行政上の處分(即ち處分、決定、裁決)に對して異議の申立又は訴訟を爲し得ることを規定して居る。此場合に其各本條に於て期間が定めてあるものは素より其期間に依るべきであるが別に其期間が定めてない場合には、其處分、決定、裁決があつた日から(決定書又は裁決書の交付を受けざる者に關しては其の告示の日から)二十一日以内に其異議の申立又は訴訟を爲さなければならぬのである。

それから行政訴訟の提起は、處分、決定、裁定又は裁決があつた日から(決定書又は裁決書の交付を受けざる者に關しては其の告示の日から)三十日以内に之を爲さなければならぬのである。而して訴訟

市町村の監督 (市制第一六〇條―町村制第一四〇條)

○異議の決定は必ずしも、附随したる文書に於て、申立人以外に交付せざるべからざる。

○處分の執行を停止せざることを、該行政官の裁量に依りて決定する。

法（明治二十三年十月法律第五號）に依れば「訴願書は郵便を以て差出すことを得る、但し其郵便送途中の日数は訴願提出期限内に算入せず」と規定してある。此規定は異議の申立の場合にも準用されるのである。

異議の申立、期限を定めたのは、若し之を定めなければ、事件の確定に際限なく殊に餘りに久しきを經るときは、だん／＼證據も散逸して真相を知りがたきに至る虞があるから、其の期限經過後の異議申立は、絶対に受理しないといふわけもないから、宥恕すべき相當の理由（即ち其申立期限を過したる原因は、其本人が旅行中であつたとか、又は其複雑なる事件で調書が非常に手間取れたとか、又は其他己むを得ざる事情ありたる場合の如きないふ）ありと認むるときは、受理するも差支ないのである。

異議の決定は必ず文書を以て爲すべきもので、其決定書には必ず理由を附し之を申立人に交付しなければならぬのである。蓋し、異議申立は其決定書を見て更に訴願を起すか起さぬかといふことを決する必要があるからである。異議の申立あればとて、之に依つて其處分を停止するものではない。若し異議の申立ある毎に、其處分の執行を停止するときは、或る横着者の如きは、異議の申立は結局成立しないといふことを知りながら一時の執行を免がれたために、故さらに異議を申立て餘計の手續を煩はす場合があるからである。然し又た或場合には其執行を停止する必要を認める場合がある（例へば其處分を執行するときは、再び原状回復が出来ない事務があるといふ場合の如き）斯る場合に於て行政官（其異議の申立を受けたる者例へば市町村長、市町村組合管理者）は、其職權に依り又は關係者の請求を聞入れ、其執行を停止することが出来るのである。詰り執行を停止するとせざるとは全く其行政官の職權に屬するのである。

### 【参考】 行政實例と判決及裁決例

▲**訴願期間の計算** (1) 町村制に依り提起する訴願期間の計算は訴願第十條第二項に依るべきものとす（行政實例）

(2) 訴願期日は休日祭日は之を控除すべきものにあらす（行政實例）

(3) 處分を爲したる行政官を経由せず爲に却下せられたる場合に於て更に訴願を提起せんとするときは最初處分を受けたる日より起算して訴願期間内に於て之を爲すべきものとす（行政實例）

(4) 市町村制又は訴願法に依り提起する訴願書は規定の期限内に裁決を爲すべき行政官に到達せざるも訴願法第二條に依り經由すべき行政官に差出すときは有效なりとす（行政實例）

(5) 期間を計算するに日を以てするものは其の翌日より起算するを通則とするものにして府

市町村の監督（市制第一六〇條—町村制第一四〇條）

縣制の「翌日」なる文字は單に之を明にしかるに止まり翌日の文字なき場合は總て當日より起算すべきものなりと謂ふを得ず（行政判決例）

(4) 原告が縣參事會の裁決書の交付を受けたるは大正二年六月十九日にして本訴を提起したるは同年八月四日なれば決定の出訴期間三十日に原告住所より裁判所に至る陸路八十四里に對する伸長日數十一日を加算するも出訴期限を經過したるものなり（行政判決例）

▲**訴願事項** 市町村吏員の處分に對し訴願を許すは其の事件が訴願法第一條一乃至五に該當するものなるも市町村中明文ある場合に限りものとす（行政實例）

▲**訴願の代人** 訴願は他人に委任し代人を以て之を提起することを得るものとす（行政實

例)  
 ▲行政訴訟提起の期限 (1) 訴訟提起の期限に關しては行政裁判法第二十二條第二項に依り民事訴訟法第六十七條の規定を適用すべきものなるを以て本條第二項に定めたる期限の外原告住居地より行政裁判所に至る距離八里毎に一日を猶豫し其の伸長日数を加算すべきものとす(行政判決例)

(2) 町村制の規定に基く行政訴訟は本條の規定に従ひ裁決書を交付し又は之を告知したる日より三十日以内に出訴せざるべからず(行政判決例)

(3) 日を以てする期間の計算は初日を算入せざるを以て一般の通則(民事訴訟法第六十五條)とするものなれば訴訟訴訟期限に付ても此通則に依るを相當とす(行政判決例)

(4) 本條に所謂二十一日及三十日以内とある満了の日が公暇日なるときは期間に算入せず其

の翌日を以て満了の日とすべきものとす(行政判決例)  
 ▲失格議員の訴願提出期間 市會議員が市會に於て其の資格を失ひたるものと議決せられたるを不當とし該議決の取消を求むる訴願は市の行政に關するものに外ならず、從て其の提出期間は本條第一項に依るべきものとす(行政判決例)

▲行政處分の消滅と訴願 訴願の目的たる行政處分消滅するときは訴願を爲すの理由なし(訴願裁決例)

▲學校の建築改築工事 (1) 訴願法第一條第四號の「水利及土木」とは所謂水利土功の意義にして學校の建築改築移轉等を包含するものならず(訴願裁決例)

(2) 小學校位置指定の如き國の事務に付き郡長の爲したる處分に關し訴願を許したる規定にあらず(訴願裁決例)

(3) 小學校建築工事不完全の善後方法に關する町會議員と町長並に工事委員間の意見を調和せんが爲め表示したる郡長の意見は郡長の處分と云ふを得ず(訴願裁決例)

▲訴願宥恕の理由 訴願期間經過に付き宥恕すべきや否やは裁決者が職權を以て認定すべきものなれば訴願者に對し其の有無の理由を説明するの必要なし(訴願裁決例)

▲訴願と總代人 多數の人員共同して訴願するものなるに拘はらず訴願法第七條の總代人を選ばざるは適法の手續に違背するものとす(訴願裁決例)

▲文詞侮辱の訴願 訴願の文詞侮辱誹毀に涉るを以て受理せず(訴願裁決例)  
 ▲村會議決と訴願 村會議決の效力に關し内務大臣に訴願を許したる規定無し(村會議決の取消を要求する事件は訴願し得るものにあらず(訴願裁決例))

市町村の監督 (市制第一六〇條—町村制第一四〇條)

▲手續欠缺の訴願 水利組合費賦課取消の訴願に組合費徵收令書 縣參事會に爲したる訴願書及其裁決書を添付せざるは訴願書的方式を缺くものとす(訴願裁決例)

▲議長專斷の訴願 議長が專斷に訴願を提起したるものなれば假令事後に町村會の議決を経るも之を以て村會が訴願を提起せるものと云ふを得ず(訴願裁決例)

▲吏員及議員解職と訴願 役場吏員及村會議員の解職を求むる件に付き訴願を許したる規定無し(訴願裁決例)  
 ▲學校組合會と訴願 學校組合會に於て其の議長の爲したる宣告の取消を求むる事件は内務大臣に訴願を許したるものにあらず(訴願裁決例)

▲不適法の訴願 裁決を受けたる行政廳を経由せず直接内務大臣に訴願を提起したるは適法の手續に違背するものとす(訴願裁決例)

▲**●●●●●●●●●●** 訴訟人の身分職業 訴訟に訴訟人の身分職業年齢を記載せざるは訴訟書的方式を缺くも  
のとす(訴訟裁決例)

▲異議の  
同決定期

**第六十條ノ二** 異議ノ決定ハ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ決定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スヘシ  
府縣參事會訴訟ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スヘシ  
(同上本條追加)

(町村制) **第四十條ノ二** 異議ノ決定ハ本法中別ニ期間ヲ定メタルモノヲ除クノ外其ノ決定ニ付セラレタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ爲スヘシ  
府縣參事會訴訟ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スヘシ(同上本條追加)

〔釋義〕 本條は異議の決定期間及び訴訟の裁決期間を規定したるものである。即ち異議の決定は本法中別段の期間を定めたるものは素より其の期間内に之を決定すべきものであるが、其の期間の定めのないものは、決定に付せられたる日から遅くも三月以内に之が決定を爲さなければならぬのである。  
府縣參事會が訴訟を受理したるときに於ても、其の受理したる日から遅くも三月以内に之が裁決を爲さなければならぬのである。

▲監督官  
權の職

**第六十一條** 監督官廳ハ市ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得  
監督官廳ハ市ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ市ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

**第六十二條** 内務大臣ハ市會ノ解散ヲ命スルコトヲ得  
市會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ

(町村制) **第四十一條** 監督官廳ハ町村ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得  
監督官廳ハ町村ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得  
上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ町村ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

**第四十二條** 内務大臣ハ町村會ノ解散ヲ命スルコトヲ得  
町村會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉スヘシ  
市町村の監督 (市制第一六〇條ノ二乃至一三條―町村制第一〇條ノ二乃至一三條) 四〇五



第六十三條 市ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得  
市長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ市ノ負擔トス前二項ノ處分ニ不服アル市又ハ市長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

(町村制)第四十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得(同上前條改正)  
町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス  
前二項ノ處分ニ不服アル町村又ハ町村長其ノ他ノ吏員ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

〔釋義〕

本條は監督官廳が市町村に對し強制豫算と強制執行とを爲し得ることを規定したものである。強制豫算とは、法令に依り負擔し又は當該官廳の職權に依り命ずる所の費用を豫算に加へなかつたとき、監督官廳が強制して其費用を豫算に加へしむることを謂ふので、之を爲すには其理由を示さなければならぬのである。蓋し市町村は、自治團體として又た行政區劃として一定の公共事務を處理して行かねばならぬ義務があるので、之を爲すには其れに相當せる經費が費用である。然るに之を豫算に計上しないときは、畢竟其事務を曠廢する結果を生ずることになるからである。之と同一の理由に依り、市町村長及其他の吏員が、當然爲さなければならぬ必要の事件を執行せざるときは、監督官廳自ら之を行ひ官吏若くは吏員に命令して、市町村長其他の吏員に代つて其事務を執行する權があるので、而して其費用は其市町村の負擔とするのである。丁度行政執行法に依り代執行の場合と同じやうの行政作用である。然し行政執行法に依る代執行の場合には、當該行政廳が人民に對して之を行ふ場合で本條の如く行政廳と行政廳との間の監督權に出づる場合でないだけで、其執行する事務を執行しない場合に於て之を代つて執行し其費用を其義務者に負擔せしむる點に於ては同一の作用である。

強制豫算及び強制執行の二作用は、監督權の作用中最も強力を有するもので此二作用あるが故に頑強なる市町村の機關(市町村會及市町村吏員)をして、よく市町村と國家との事務を進捗せしむることが出来るのである。然れども此二作用は強大なる監督權だけに、之を行使して爲す所の處分は動ともすれば市町村の自治權を無視するやうなこともないとは限らないから、其處分に不服なるときは行政訴訟を起して其曲直を争ふことが出来るのである。

【參考】 行政實例と判決例

▲支出額強制豫算と町村會 郡長に於て理由を示し町村の支出額を定額豫算表に加へたる場合に於ては之に對する収入は更に町村會の  
議決に付すべきものとす(行政實例)。若し町村會に於て議決せざるときは本條に依り處理すべきものとす(行政實例)

市町村の監督 (市制第一六三條—町村制第一四三條)

作用に監督し、監督官廳に於て、監督官廳の職權に依り命ずる所の費用を豫算に計上しないときは、畢竟其事務を曠廢する結果を生ずることになるからである。之と同一の理由に依り、市町村長及其他の吏員が、當然爲さなければならぬ必要の事件を執行せざるときは、監督官廳自ら之を行ひ官吏若くは吏員に命令して、市町村長其他の吏員に代つて其事務を執行する權があるので、而して其費用は其市町村の負擔とするのである。丁度行政執行法に依り代執行の場合と同じやうの行政作用である。然し行政執行法に依る代執行の場合には、當該行政廳が人民に對して之を行ふ場合で本條の如く行政廳と行政廳との間の監督權に出づる場合でないだけで、其執行する事務を執行しない場合に於て之を代つて執行し其費用を其義務者に負擔せしむる點に於ては同一の作用である。



▲道路の新設費 新に設置したる鐵道停車場より最近市町村に達すべき道路の新設置を本條に依り知事郡長に於て市町村豫算に加ふることを得ざるものとす(行政實例)

▲裁判上確定の負擔 村に於て辨濟すべきものと裁判上確定したる負擔は村の必要なる支出とし監督上其の費額を定額豫算に計上するか又は臨時承認すべきことを命じ若し村に於て其命令を遵行せざるときは本條に依り處分すべきものとす(行政實例)

▲税金の亡失と強制豫算 市町村に於て其の納付すべき地租及所得税金の亡失が自己の怠慢に起因したるものに非ずとの理由を以て之

を納付せざるに當り監督官廳が強制豫算の命令を發したるは不當なりと謂ふを得ず(行政判例)

▲必要支出と強制豫算 村會が法律勅令に依り負擔すべき支出を拒む時は之が監督官廳は本條の規定に従ひ強制豫算を命ずることを得るものとす(行政判例)

▲町村會の否決と訴願訴訟 本條の規定に依り郡長より命ぜられたる追加豫算を町村會に於て否決したる場合に於ては町村長は村を代表して訴願訴訟を提起すべきものにして之を再議に付すべきものにあらず(行政判例)

▲市町村官吏官場

第六十四條 市長、助役、收入役又ハ副收入役ニ故障アルトキハ監督官廳ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ市費ヲ以テ辨償セシムヘシ

臨時代理者ハ有給ノ市吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム

(町村制) 第四百四條 町村長、助役、收入役又ハ副收入役ニ故障アルトキハ監督官廳ハ臨時代理者ヲ選任シ又ハ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシムルコトヲ得但シ官吏ヲ派遣シタル場合ニ於テハ其ノ旅費ハ町村費ヲ以テ辨償セシムヘシ

臨時代理者ハ有給ノ町村吏員トシ其ノ給料額旅費額等ハ監督官廳之ヲ定ム

〔釋義〕

本條は監督官廳が職權を以て市町村吏員の臨時代理者を選任し又は官吏を派遣する場合を規定したものである。前條は、市町村が故意に其當然爲すべき事務を爲さざるとき其事務を強制執行する場合であるが、本條は之れと異なり、市町村長、助役、收入役又は副收入役の如き市町村の執行機關として當然缺く可からざる吏員中に何等かの故障あつて其職務を執ることの出来ない場合、其市町村吏員中何人か代理する場合には必要がないが、若し其代理すべき権限の無い場合に於ては、何人か之を代理しなければ、其職務を執ることが出来ないから、監督官廳は臨時代理者を選任(所謂官選)し、又は官吏を派遣して、其職務を管掌せしむることが出来るのである。それから、旅費額、給料等は監督官廳の定むる所で、其負擔は義務者たる其市町村に屬するのである。

【參考】 行政實例と判決例

▲警部の派遣 本條に依り派遣する官吏は警部を以てするも妨げなし(行政實例)

▲俸給と旅費日當 本條の派遣官吏の俸給は本屬官廳に於て支給すべく町村より支出せし

市町村の監督 (市制第一六四條—町村制第一四四條)

○故障の如何なるか  
 原因は如何なるか  
 然れども其職務を  
 之が爲め執行すること  
 能はざる場合なら  
 ざるべからず

むべきものは旅費日當のみなりとす（行政實例）

▲選挙と官吏派遣 町村會議員選挙に當り町村長助役共病氣の爲め選挙會場を退きたる場合は本條に準し職務管掌者を派遣することを得るものとす（行政判決例）  
▲旅費額及支給方法 本條第二項の旅費額及

其の支給方法は豫め縣令を以て之を定め置くも妨げなし（行政判決例）  
▲收入役の臨時代理 收入役の臨時代理なるものは町村制の認むる町村吏員なり而して其の職務權限は收入役と同一にして町村の收入を保管すべき職責を有するものとす（刑事部判例）

第百六十五條 (削除) (昭和四年法律第五六號改正)

(町村制)第百四十五條 (削除) (昭和四年法律第五七號改正)

〔釋義〕 本條は市町村條例の制定及改廢に付き内務大臣の許可を受く可き事項を規定したのであるが、改正法に於ては之を府縣知事の許可事項に移したからして其全條文を削除したのである。

第百六十六條 (削除) (昭和四年法律第五六號改正)

(町村制)第百四十六條 (削除) (昭和四年法律第五七號改正)

〔釋義〕 本條は内務大臣兩大臣の許可を受く可き事項を規定したのであるが改正法に於ては之を府縣知事の許可事項に移し兩大臣の許可を要せないこととしたからして其の全條文を削除したのである。

▲監督の許可  
可受の許可  
事可受の許可

したのである。

第百六十七條 左ニ掲グル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ但シ第一號、第四號、第六號及第十一號ニ掲グル事件ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノハ其ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ（昭和四年法律第五六號改正）

- 一 市條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 二 基本財産及特別基本財産ノ處分ニ關スルコト
- 三 第百十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更シ又ハ廢止スルコト
- 四 使用料ヲ新設シ又ハ變更スルコト
- 五 均一ノ税率ニ依ラズシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スルコト
- 六 特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト
- 七 第百二十二條第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ市ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムルコト
- 八 第百二十四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ市ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト

市町村の監督 (市制第二三條乃至三三條—町村制第二四、二五條)

九 第二百二十五條ノ準率ニ依ラズシテ夫役現品ヲ賦課スルコト但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

十一 市債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第二百二十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

(町村制)第四百十七條 左ニ掲グル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ但シ第一號、第四號、第六號及第十一號ニ掲グル事件ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノハ其ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ(昭和四年法律第五七號改正)

一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 基本財産及特別基本財産並ニ林野ノ處分ニ關スルコト

三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更シ又ハ廢止スルコト

四 使用料ヲ新設シ又ハ變更スルコト

五 均一ノ稅率ニ依ラズシテ國稅又ハ府縣稅ノ附加稅ヲ賦課スルコト

六 特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト

七 第二百二條第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムルコト

八 第四百條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト

九 第二百五條ノ準率ニ依ラズシテ夫役現品ヲ賦課スルコト但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

十一 町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第二百十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

〔釋義〕

本條は監督官廳の許可を要する事項に就ての規定である。

本來市町村の監督官廳は第一項は府縣知事にして第二項は内務大臣である。従て從來は市町村の取扱ふ事件にして内務大臣(其他の主務大臣)の許可を受くべきものは相當に多くなつてゐたのであるが、改正法に於ては事務の簡涉其他の事由に依り原則として之を府縣知事の許可事項に移したものである。即ち市町村は本條列舉の一乃至十一の事項に付ては府縣知事の許可を受けなければならぬことゝ爲つたのである。

市町村の監督 (市制第一六七條—町村制第一四七條)



せしむる弊があるから、其許可事件中或事項は勅令を以て、其許可権を下級官廳乃ち内務大臣又は大藏大臣の許可権を府縣知事に、委任することを得るとしたのである。又た其輕微なる事件に就ては、一々許可を受けしめなくも、別に弊害の生ずるやうな事がないから、勅令（大正六年勅令第一八號）を以て許可を受けなくも可い事件を定むることを得せしめたのである。其如何なる事件が委任又は無許可なることを得るかは、勅令の發布に依つて定むるものである。

▲市町村  
吏員の  
懲戒處  
分

**第一百七十條** 府縣知事ハ市長、市參與、助役、收入役、副收入役、區長、區長代理者、委員其ノ他ノ市吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ市長、市參與、助役、收入役、副收入役及第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ノ區長ニ對スル解職ハ懲戒審査會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス（昭和四年法律第五六號改正）

懲戒審査會ハ内務大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽職參事會員ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トス知事故障アルトキハ其ノ代理者會長ノ職務ヲ行フ

府縣名譽職參事會員ノ互選スヘキ會員ノ選舉補闕及任期並懲戒審査會ノ招集及會議ニ付テハ府縣制中名譽職參事會員及府縣參事會ニ關スル規定ヲ準用ス

但シ補充員ハ之ヲ設クルノ限ニ在ラス

解職ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得（昭和四年法律第五六號改正但書削除）

府縣知事ハ市長、市參與、助役、收入役、副收入役及第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ノ區長ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間北海道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ公職ニ就クコトヲ得ズ（昭和四年法律第五六號改正）

（町村制）**第五十條** 府縣知事ハ町村長、助役、收入役、副收入役、區長、區長代理者、委員其ノ他ノ町村吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ町村長、助役、收入役及副收入役ニ對スル解職ハ懲戒審査會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ行フ（同上本項改正）

懲戒審査會ハ内務大臣ノ命シタル府縣高等官三人及府縣名譽職參事會員ニ於テ互選シタル者三人ヲ以テ其ノ會員トシ府縣知事ヲ以テ會長トス知事故障アルトキハ其ノ代理者會長ノ職務ヲ行フ府縣名譽職參事會員ノ互選スヘキ會員ノ選舉補闕及任期並懲戒審査會ノ招集及會議ニ付テハ府縣制中名譽職參事會員及府縣參事會ニ關スル規定ヲ準用ス但シ補充員ハ之ヲ設クルノ限ニ在ラス

市町村の監督（市制第一七〇條—町村制第一五〇條）

解職ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得(同上)

府縣知事ハ町村長、助役、收入役及副收入役ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ停職ヲ命スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

懲戒ニ依リ解職セラレタル者は二年間北海道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ公職ニ就ク

コトヲ得ズ(昭和四年法律第五七號改正)

○懲戒權  
を有する者

〔釋義〕

本條は市町村吏員に對する懲戒處分を規定したるものである。

(一)懲戒權を有する者 市町村吏員に對し懲戒權を有する者は、監督官廳である、即ち市に於ては府縣知事、町村に於ては府縣知事である。市町村長も亦其市町村吏員に對し監督權を有して居る結果、之に對し懲戒處分を爲すことを得る、然し其懲戒處分は譴責及び過怠金の二つだけで解職の權はないのである。(市制第八十九條、町村制第七十三條說明參照)

(二)懲戒處分の種類 本條に依る懲戒處分の種類は四つある。即ち(1)譴責、(2)二十五圓以下の過怠金、(3)停職、(4)解職(即ち免職の事)である。解職は最も重い懲戒處分で、丁度市町村會に於ける解散命令と同じく、吏員としての公職を剝奪せらるものである。然のみならず、解職處分を受けたる者は其の以後二年間は其市町村の公職に選舉せられ又は任命せらるゝことは出來ないのである。故に解職を命ずるには慎重なる手續を要するので、比較的重要な市町村吏員に對して解職を命ずる場合(即ち市長、市助役、市參事、市收入役、副收入役及び區長に對して解職を命ずる場合、及び町村長、助役、收入役及副收入役に對して解職を命ずる場合)に於ては懲戒審査會の議決を経て之を行ふものである。仍ほ市長に對する勅裁は改正法に於ては之を削除したのである。其の他の市町村吏員に對しては府

○懲戒處  
分の種類

縣知事の意見を以て解職を命ずることが出来るのである。  
停職は比較的重要なる市町村吏員に對し解職を行はんとする前に、其者の職務を停止せしむる處分  
で其停職されたる者は、其停職期間職務に従事することの出來ないのは勿論、其期間報酬又は給料を受  
けることが出來ないのである。其停職の期間を過ぐれば、或は解職の處分を免がれて復職する場合も  
あるけれども、大抵は當人自ら退職して解職の處分を免かるゝものである。若し當人自ら反省すゝこ  
となければ、己むを得ないから府縣知事はいよゝ懲戒審査會の議決を経て之に解職の命令を與ふる  
こととなるのである。

(三)懲戒審査會の組織 懲戒審査會は内務大臣の命じたる府縣の高等官三人と府縣名譽參事會に於て互  
選したる三人より成り、府縣知事が其會長と爲るものである。(若し知事に故障あるときは、知事代  
理者代つて其職務を行ふ)それから、其名譽參事會員の選舉補關及任期並に懲戒審査會の招集及會議  
に付ては、府縣制中名譽職參事會員及府縣參事會との規定を此場合にも準用するのである。(然し此懲  
戒審査會は特別の必要ある場合に設けたものであるから補充員などを設くる必要はないのである)  
(四)解職處分の不服申立 懲戒處分の中で、譴責、過怠金及び停職處分に付ては不服の申立を許さない  
けれども、解職處分は前述する如く、吏員としての生命を絶つもので、本人の名譽に取りても重大な  
るものであるから、不服あるときは内務大臣に訴願して其裁決を請ふことを許したのである。但し市  
長に付ては勅裁を得て解職を命ずるものであるから、之れには不服申立を許さないのである。

○懲戒  
審査會の  
組織

○解職處  
分の不服  
申立

【參考】 行政實例と判決例

市町村の監督 (市制第一七〇條—町村制第一五〇條)

▲**軽き懲戒** 町村吏員に對し郡長の爲したる懲戒輕きに失するの理由を以て知事に於て更に之を懲戒することを得ず(行政實例)

▲**町村長の資格と議長資格** 町村長に於て町村會議長の職務を行ふに當り過失あるも町村長の資格と議長資格とは自ら別種に屬するを以て之に對し懲戒を行ふことを得ざるものとす(行政實例)

▲**町村長助役の失踪** 町村長助役失踪したる場合に於ては懲戒處分に依り解職することを得(行政實例)

▲**過怠金の編入** 懲戒處分に依り徴收したる過怠金は市町村の歳入に編入すべきものとす(行政實例)

▲**村長懲戒と職務執行** 村長にして懲戒に依り解職せられたるときは訴願期間と雖も其の職を執ることを得ず(行政實例)

停止することを得るものとす(行政實例)

▲**懲戒裁判の審問** 町村長に對する懲戒裁判の審問は口頭に限るものにあらず、故に推問書を發して答辨を求め其の文書を以て之を爲すことを得(行政判決例)

▲**村長の違法支出** 學校建築費の豫算金額以外に村會の議決を経ず翌々年度の公債償還費を繰入れ支出したるは村會の権限を侵したるものなり、學校建築寄附金の受否及收支に付き村會の議決を経ざるときは村會議員、區長、常設委員等に協議を遂ぐるも該協議は法律上何等の效力あるものにあらずれば之を以て村長は專斷の責を免かるゝを得ず(行政判決例)

▲**助役職責と村長** 町村長は助役又は書記をして事務の一部を分掌せしめたる場合と雖も仍ほ其の事務に付き責任を免かるゝことを得ず(行政判決例)

▲**懲戒處分の取消** 町村長に對する懲戒處分

市町村の監督 (市制第一七〇條—町村制第一五〇條)

職し更に其の町村又は他町村の吏員に就職せし場合等に於て前職中の行爲に對し懲戒を加ふるの必要あるときは現職地の府縣知事又は郡長に於て懲戒を爲すことを得又此場合に於て過怠金を徴收するときは現職地の町村の歳入に屬せしむべきものとす(行政實例)

▲**刑罰と懲戒罰** 町村吏員にして刑法上の處罰を受けたる行爲に對しても監督上必要あるに於ては之に對し懲戒を行ふを妨げざるものとす(行政實例)

▲**役場事務の滯留** 町村助役收入役共郡長を不信任なりとし、病氣と稱して出勤せず爲に監督官廳に於て村長代理者を選任し若は官吏を派遣して村長の職務を管掌せしめたるに村長以下病氣平癒せりと稱し直に出勤し、代理者又は官吏の去るを見て再び出勤し役場事務を滯留せしめたる場合に於ては懲戒裁判を開始したる後停職を命じ且つ其の給料の支給を

にして確實なる事實上の根據なきときは之を取消すべきものとす(行政判決例)

▲**懲戒處分と裁決の未確定** 懲戒處分は懲戒を受くべき事實を基礎とするものにして損害の發生を要件とするものにあらずれば賠償責任に關する裁決の未確定なることは懲戒處分を行ふを妨げず(行政判決例)

▲**受領金所在不明** 村の定めたる基本財産蓄積法に依り國縣稅交付金受領の都度村長が收入役をして直に之が積立を爲すべき職責を有する場合に於て其の積立受領金の所在を不明ならしめたるは其の職務を怠りたるものとす(行政判決例)

▲**辭表未開封** 收入役の提出したる辭表を未開封の儘三ヶ月を経て始めて之を開披し急に後任者の選任手續に着手するが如きは村長の職務を怠りたるものとす(行政判決例)

**第七十一條** 市吏員ノ服務紀律、賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ命令ニハ事務引繼ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

(町村制)第百五十一條 町村吏員ノ服務紀律、賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ命令ニハ事務引繼ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

〔釋義〕

本條は市町村吏員の服務紀律、賠償責任、身元保證金及び事務引繼に關する規定は命令を以て定むるものなることを規定したるものである。多數の市町村吏員をして誠實熱心に其職務に従事せしむるには、本制に定むるもの外、別に職務規程の如き細則を必要とする。又た收入役の如き多くの金品を取扱ふ吏員には、過失ありたる場合の賠償責任又は身元保證金に關する規定はなければならぬ。又た吏員が退職、轉職等の場合に於ては其後任者に事務の引繼をなさしめなければならぬ是等に必要な事項は命令(勅令、内務省令、府縣令等)を以て規定することが出来るのである。(市町村吏員の賠償責任並身元保證に關する件(明治四四年勅令第二四五號)市町村吏員事務引繼に關する件(明治四四年内務省令第一七號)其他附屬命令參照)而して其事務引繼の場合には、兎角放任主義に流れ易いものであるから、其引繼を拒みたる者には制裁として二十五圓以下の過料を科することを規定する

ことが出来るのである。

【參考】 行政實例と判決例及法曹會決議

- ▲町村吏員賠償と管轄 町村吏員の損害賠償に關する訴訟に付ては行政裁判法第十六條の適用なし(行政實例)。町村吏員の職務に關する賠償の要求は民事訴訟の手續に依り司法裁判所に訴求すべきものにあらず(行政實例)
  - ▲贋造貨幣の發見 市町村に於て其の徴收したる國稅金を納付するに際し金庫に於て贋造又は描改の貨幣あることを發見したるときは市町村に於て之が辨償の責に任すべく、而して市町村長若は收入役に過失あり市町村に損害を與ふるときは其の過失者は市町村に賠償の責あるものとす(行政實例)
  - ▲退職後の賠償責任 町村吏員の賠償責任は退職後と雖も之を免かるゝことを得ず(行政實例)
  - ▲市町村の監督 (市制第一七一條—町村制第一五一條)
- 實例) 町村吏員の資格を以て町村に損害を與へたる以上は假令其の職を去りたる後と雖も仍ほ町村に對し賠償の責を免かるゝこと能はず(行政判決例)
  - ▲事務引繼と本人 事務の引繼ぎは本人に限り之を爲すべきものにして本人死亡の場合に他人をして事務引繼を爲さしむることを縣令を以て規定するは適當ならず(行政實例)
  - ▲盜難と賠償責任 村役場に於て盜難に罹り國稅金を亡失したる場合に在りては其の村が先づ國庫に對し之を辨償したる上にあらざれば村長及收入役に對して賠償義務の有無を争ふことを得ず(行政判決例)
  - ▲收入役の責任 町村收入役は執務時間の内



外を問はず町村の實地の出納及び現品の保管は町村制に依り専ら収入役の職責に属するものとす、故に盗難亡失金にして不可抗力に出でざる限りは収入役をして之を賠償せしむべく町村長に對し賠償責任を負はしむべきものにあらす(行政判決例)

▲収入役代務者と収入役の責任 収入役代務者が其の領收の金圓を役場に提出せずして費消したる場合に之れが収入役は被害役場に對し賠償の義務あるものとす(行政判決例)

▲宿直者の責任 町村役場吏員が宿直を爲し得ざる事由あるときは他の吏員に代勤せしめ又は町村長に申告する等相當の處置を爲さざるべからず、從て擅に使丁及び小使を代勤せしむるが如きは其の職責を盡さざるものなれば、之に因りて生じたる損害に對し賠償の義務を免かるゝことを得ず(行政判決例)

▲賠償責任の限度 町村吏員の賠償責任の限

度に付ては町村制中別段の定めなければ民法の規定に依るべきものとす(行政判決例)

▲常設委員と町村長の責任 町村が條例を以て常設委員を置き町村有金穀を管理せしむる場合には町村長は管理の職責を有せず、從て其の金穀の減失に對し賠償の責を負ふべきものにあらす(行政判決例)

▲基本財産預入と村長の責任 村の定めたる基本財産蓄積法に於て國縣稅交付の手續料を以て基本財産の目的と爲し之を受領したると同時に直に之を預入すべきものなるときは、其の預入前に於ては未だ基本財産として蓄積せられたるものにあらざるを以て村長の管理に属するものにあらす、故に村長は預入前の亡失金に對し賠償の責任なし(行政判決例)

▲職務執行上の損害と責任 自治團體の代表機關たる町村長が其の職務の執行上他人に加へたる損害に付ては法律に於て特に規定する

場合の外其の責に任すべきものに非ず(刑事部判例)

▲公務員の横領罪 公務員が其の職務上保管する物件は假令職務を免ぜられたる場合と雖も事務引繼を爲したる後に非ざれば之が保管の責を免かるゝことを得ず、從て其の事務引繼を爲すに當り該物件を横領したる所爲は刑法第二百五十三條の所謂「業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者」に外ならず(刑事部判例)

▲賠償責任と相續人 町村吏員の賠償責任に關する件(明治四四年勅令第二四五號)第一條に規定せられたる賠償義務は公法上の關係に於て發生するものなること疑なしと雖も其の義務は裁決訴訟又は行政訴訟に因り確定したる時は其の義務は救済的に義務者の財産の内容を爲し即ち所謂財産に屬する義務となるべきものにして、町村吏員又は使丁たる身分

市町村の監督 (市制第一七一條—町村制第二五一條)

を失却したる後と雖も尙ほ其の義務の履行を免かるべきものに非ざるが故に、畢竟其の一身に專屬せざる財産上の義務として民法第九百八十六條又は第一千條に依り相續人に移轉するものとす。或は曰く「民法は私法上の關係に於て發生したる權利義務の移轉のみに着眼したるものなり」と、然れども既に財産上の權利義務と爲りたる以上は其の原因が公法上の關係たりしと私法上の關係たるを問はず兩條の規定に依り相續人に移轉するものと認むるを妨げざるなり。前述の如く賠償義務が財産上の義務に屬し且つ民法の規定に依り相續人に移轉するものと認むる以上は、之に對する權利も亦民法上の權利と同様にして其の保全を目的とする假差押も亦自ら民事訴訟法の規定に依ることを要するや疑なし(法曹會決議)

第十章 雜 則

雜則とは其名の示す如く、本制の各章に於て規定したる事項を實行するに當り必要なる事項を規定したるもので、本則に對する補則といふべきものである。而して其規定は勅令又は省令を以て定むるものなることを規定して居る。凡て法律制度は、大體の大則は法律を以て規定し、ソレカラ其細則は勅令に譲り、更に又其實行細則の如きは省令、府縣令に譲るものである。

▲數郡に涉る事件の管理者

第七十二條 府縣知事又ハ府縣參事會ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ内務大臣ハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ府縣知事又ハ府縣參事會ヲ指定スヘシ

(町村制)第五十二條 削除(同上本條削除)

第五十三條 府縣知事又ハ府縣參事會ノ職權ニ屬スル事件ニシテ數府縣ニ涉ルモノアルトキハ内務大臣ハ關係府縣知事ノ具狀ニ依リ其ノ事件ヲ管理スヘキ府縣知事又ハ府縣參事會ヲ指定スヘシ

第五十三條ノ二 削除(同上本條削除)

〔釋義〕

本條は數府縣に涉る事件の管理者を規定したるものである。府縣知事又は府縣參事會の職權に屬する事件にして、數府縣に涉るものあるときは、其事件の管理は何れの府縣知事若しくは府縣參事會が之を管理すべきものなるか分からぬから、本條に於て、府縣知事又は府縣參事會の職

○數郡に涉る事件の管理者は

▲其土地を管轄するに於て之を定む

▲區吏員に關する事項

○區に三個の別あり

權に屬する事件にして、數府縣に涉るものは、内務大臣が其關係府縣知事の具狀に依り、其事件を管理すべき府縣知事を指定するものである。

第七十三條 本法ニ規定スルモノノ外第六條ノ市ノ有給吏員ノ組織任用分限及其ノ區ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔釋義〕

本條は市制のみに關する規定で、即ち市制第六條の市(即ち勅令を以て法人と定めた區)の有給吏員のみに關する規定である。前にも一言したる如く、區には三つの區別がある(1)市町村の事務を處理する便宜の爲に設くる區(市制第八十二條、町村制第六十八條の區)と、(2)市町村の一部に屬する財産營造物に關して、市町村條例を以て區會を設くる區(市制第四十五條、町村制第二百二十五條の區)と、(3)勅令を以て指定せらるゝ區(市制第六條)の區とである。第一の區には、區長及其代理者を置く場合と、置かざる場合とがあるが、其區長及代理者を置く場合に於ては、區役所はあつるが、區會といふものはなく、又た其區長又は其代理者の外に法律上區吏員と稱するものはない、第二の區には、區長及其代理者といふものもなく、勿論區役所なるものなく、只だ區會なる議決機關があるだけである。第三の區は法律上法人たる人格を有するもので、區長、其代理者も其財産營造物に關して區會(市制第四十五條)もある、而して此第六條の市の區に付ては、第八十條(區長の任免)第八十一條(區收入役、區副收入役)第八十六條(區吏員の任免權)第九十八條(區長の職務權限及區長代理)第九十九條(區收入役、區副收入役の職務權限) 第三條(區有給吏員の職務) 第四十五條(區會の

雜則 (市制第一七二、一七三條—町村制第一五二條乃至一五三條ノ二) 四二九

設定) 第四百四十六條(區會議員選舉)等の規定があるが。此外、區の有給吏員(區の有給吏員は即ち市の有給吏員なり)の組織、任用分限及其區に關する必要なる事項は、之を勅令に譲り勅令を以て定むることとしたのである。(市制第六條の市の區に關する件(明治四四年勅令第二四四號)其他附屬勅令參照)

▲市町村の人口指定

第七十四條 第十三條ノ人口ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

(町村制) 第五十四條 第十一條ノ人口ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

○人口は内務大臣の指定に依る

〔釋義〕 本條は市町村會議員數を定むるに必要な各市町村の人口は、内務大臣の指定に依るものなることを規定したるものである。市制第十三條、町村制第十一條を以て、各地の市町村會議員の定數は、其人口に比例すべきことを規定して居る。所が人口といふものは、朝に生れ夕に死し昨に來り明に走るといふやうに、常に増減移轉あることは免かれなから、なか／＼其調査は六ヶ數いもので、未だ全国各地共正確なる人口調査が行はれないのである。従つて其統計の如きも、戸籍役場の調査と警察署の調査とが區々で、何れに依るものであるかわからないから、本條は、現在數の如何に拘らず内務大臣の定むる所に依るべきものとして、其疑議を避けたのである。

▲直接税及間接税の種類

第七十五條 本法ニ於ケル直接税及間接税ノ種類ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

(町村制) 第五十五條 本法ニ於ケル直接税及間接税ノ種類ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

○直接税の種類は内務大臣及大藏大臣の指定に依る

〔釋義〕 本條は直接税及間接税の種類は内務大臣及大藏大臣が之を定むるものなることを規定したるものである。此種目を區別する必要は市制町村制中、市町村税中直接國税又は直接府縣税の附加税は均一の税率を以て徴收すべき規定(市制第十七條、町村制第九十七條)間接國税の附加税を賦課するには内務大臣の許可を要する規定(市制第六十三條、町村制第四十三條)等に於て必要であるが、學術上直接税間接税の區別は既に市制第十七條、町村制第九十七條に於て説明したる如くであるが、實際何々を直接税とし何々を間接税とするかは不明瞭であるから、本條に於て、其種類は内務大臣の兩大臣が定むるものなることを明にしたのである。(市制町村制中直接税及間接税の種類に關する件(明治四五年内務省告示第四三號)參照)

▲廢置分合及境界變更に關する勅令

第七十六條 市又ハ市町村組合ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ市ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(町村制) 第五十六條 町村又ハ町村組合ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ町村ノ事務ニ付必要ナル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔釋義〕 本條は市町村又は市町村組合の廢置分合又は境界變更に關しては、本制に規定あるものゝ外勅令を以て定むることを規定したるものである。本制に於ても、既に廢置分合手續(市制第三條、町村制第三條)境界變更手續(市制第四條、町村制第四條)境界爭論(市制第五條、町村制第五條)市町村組合準用規定(市制第五十六條、町村制第三十六條)等の規定があるけれども、尙

▲本法の施行地

此外に其事務の取扱上必要な事項は勅令を以て定むるものとしたのである。(市町村、市町村組合及町村組合の廢置分合等の場合に於ける事務に關する件(明治四四年勅令第二四八號)參照)

第七十七條 本法ハ町村制第五十七條ノ地域ハ之ヲ施行セス

(町村制)第五十七條 本法ハ北海道其ノ他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セス  
前項ノ地域ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ本法ニ代ハルヘキ制ヲ定ムルコトヲ得

〔釋義〕

本條は市町村制を施行せる地域を規定したるものである。同じく日本の版圖内と雖も、人文未だ開けず、其土地の情況著しく内地と異なるものにおいて、未だ自治制度を施行するに適せざるものあり、又たタトヒ之を施行するとしても、却て其運用を誤まり其土地の發展を阻害するの弊ある場合もある。ソレ故、市町村制は北海道、沖繩縣其他勅令を以て指定する島嶼(例へば臺灣、樺太、小笠原島、伊豆七島の如き)には之を施行せざるものとしたのである。其代りに之等の地には勅令を以て本制に代はるべき制度を定むることを得るものとしたのである。朝鮮、臺灣、樺太の如き新領土には、特に之を施行すべき勅令の發布あるに非ざれば内地の法律は當然施行せられざるものである。従つ市町村制も亦特に之を施行すべき勅令出でざれば施行せられざるものと知るべし(尙ほ○町村制を施行せざる島嶼指定の件○島嶼縣縣岐國に於ける町村の制度○北海道一級町村制○北海道二級町村制○沖繩縣區制○沖繩縣及島嶼町村制等參照すべし)

第七十七條ノ二 本法中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

○臺灣、朝鮮、太領土、新領土、於ては、新領土に於ては、勅令を以て、凡て内地の法律は、之を施行せざるものと知るべし

▲特遇官吏に本法適用

(町村制)第五十六條ノ二 本法中官吏ニ關スル規定ハ待遇官吏ニ之ヲ適用ス

〔釋義〕

本條は待遇官吏に本法中官吏に關する規定を適用することを規定したのである。而して本法中官吏に關する規定は(イ)公民權停止に關する規定(市制第十條第二項四號、町村制第八條第二項四號)、(ロ)被選舉權資格に關する規定(市制第十八條第二項及三項、町村制第十五條第二項及三項)、(ハ)當選の告知承諾に關する規定(市制第三十二條第四項及五項、町村制第二十九條第四項及五項)等である。之等の規定は官吏と待遇官吏とに依り其の適用を異にする理由がないからである。

附 則 (明治四十四年四月公布ノ市制附則)

第七十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス)

第七十九條 本法施行ノ際現ニ市會議員又ハ區會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ

第八十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ滿了ノ日ニ於テ其ノ職ヲ失フ

雜則 (市制第一七七條乃至一八〇條―町村制第一五七、一五七條ノ二) 四三三

懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス但シ復權ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看做ス

第百八十一條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (明治四十四年四月公布ノ町村制附則)

第百五十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス)

第百五十九條 本法施行ノ際現ニ町村會議員、區會議員又ハ全部事務ノ爲ニ設ケル町村組合會議員ノ職ニ在ル者ハ從前ノ規定ニ依ル最近ノ定期改選期ニ於テ總テ其ノ職ヲ失フ

第百六十條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス但シ復權ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

舊刑法ノ禁錮以上ノ刑ハ本法ノ適用ニ付テハ禁錮以上ノ刑ト看ス

市制 (附則) (大正十五年法律第七十四號附則)

本法中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第二十一條乃至第二十一條ノ五ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ効力ヲ有ス

本法施行ノ際大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法又ハ大正十五年府縣制中改正法律未タ施行セラレサル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ同法ハ既ニ施行セラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

町村制 (附則) (大正十五年法律第七十五號附則)

本法中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條ノ規定ニ依リ町村會ヲ設ケサル町村ニ付テハ本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

次ノ總選舉ニ至ル迄ノ間從前ノ第十四條、第十七條、第十八條、第三十一條、第三十三條及第三十六條ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シ第十八條乃至第十八條ノ五ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉

雜則 (市制第一八一條—町村制第一五八條乃至一六一條)

人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

本法施行ノ際大正十四年法律第四十七號衆議院議員選舉法未タ施行セラレサル場合ニ於テハ本法ノ適用ニ付テハ同法ハ既ニ施行セラレタルモノト看做ス

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(市制) 附則 (昭和四年法律第五六號附則)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和四年勅令第一八四號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行ス)

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(町村制) 附則 (昭和四年法律第五七號附則)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和四年勅令第一八五號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行ス)

本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(市制) 附則 (昭和一〇年改正法律)

本法中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿

確定迄其ノ效力ヲ有ス

昭和九年法律第四十九號ハ本法ノ適用ニ付テハ本法ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス

昭和十年府縣制中改正法律ハ從前ノ第三十九條ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ次ノ總選舉ニ至ル迄ノ間未ダ施行セラレザルモノト看做ス

本法中市會議員ニ關スル規定ハ從前ノ第四百四十六條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ區會議員ノ次ノ總選舉ニ至ル迄ノ間未ダ施行セラレザルモノト看做ス

昭和十年町村制中改正法律中町村會議員ニ關スル規定ハ第四百四十六條第二項ノ改正規定ノ適用ニ付テハ本法ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス

(町村制) 附則 (昭和一〇年改正法律)

本法中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行シ其ノ他ノ規定ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條ノ規定ニ依リ町村會ヲ設ケザル町村ニ付テハ本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ初テ議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設

雜則 (市制第一八一條、町村制第一五八條乃至一六一條)

タルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス  
昭和九年法律第四十九號ハ本法ノ適用ニ付テハ本法ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス

### 判實例 市制町村制釋義 畢

### ●市制町村制施行令

(大正十五年六月二十四日 勅令 第二百一十一號)

改 昭和二年第三八號、三年第二八〇號、四年第一八六號、六年第二一二號、八年第二八六號、一〇年第一七五號

朕市制町村制施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

市制町村制施行令

第一章 總 則

第一條 市町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ市町村長ノ臨時代理者又ハ職務管掌ノ官吏ハ歳入歳出豫算ガ市町村會ノ議決ヲ經テ成立スルニ至ル迄ノ間必要ナル收支ニ付豫算ヲ設ケ府縣知事ノ許可ヲ受クベ

市制町村制施行令

第二條 市町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ府縣知事ハ必要ナル事項ニ付市町村條例ノ設定施行セラルルニ至ル迄ノ間從來其ノ地域ニ施行セラレタル市町村條例ヲ市町村ノ條例トシテ當該地域ニ引續キ施行スルコトヲ得

第三條 市町村ノ廢置分合アリタル場合ニ於テハ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市町村其ノ事務ヲ承繼ス、其ノ地域ニ依リ難キトキハ府縣知事ハ事務ノ分界ヲ定メ又ハ承繼スベキ市町村ヲ指定ス  
前項ノ場合ニ於テ消滅シタル市町村ノ收支ハ消滅ノ日ヲ以テ打切り其ノ市町村長(又ハ市町村長ノ職務ヲ行フ者)タリシ者之ヲ決算ス  
前項ノ決算ハ事務ヲ承繼シタル各市町村

市制町村制施行令

ノ市町村長之ヲ市町村會ノ認定ニ付スベシ  
市制第四百二十二條第三項又ハ町村制第二百二十二條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第四條** 市町村ノ境界變更アリタル爲事務ノ分割ヲ要スルトキハ其ノ事務ノ承繼ニ付テハ府縣知事之ヲ定ム

**第五條** 市制第八十二條第三項ノ市ニ於テ新ニ區ヲ劃シ又ハ其ノ區域ヲ變更セントスルトキハ市ハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ耕地整理若ハ區劃整理ノ爲區ノ區域ヲ變更セントスルトキ又ハ第六十條第一號若ハ第二號場合ニ於テ區ノ區域ヲ變更セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

**第六條** 市制第十一條及町村制第九條ノ規定ニ依リ除外スベキ學生生徒左ノ如シ

一 陸軍各部依託學生生徒

二 海軍軍醫學生藥劑學生主計學生造船

學生造機學生造兵學生並ニ海軍航空豫備學生海軍豫備生徒及海軍豫備練習生

第二章 市町村會議員ノ選舉

**第七條** 市制第二十一條ノ五第三項又ハ町村制第十八條ノ五第三項ノ規定ニ依リ選舉人名簿ノ調製、縱覽、確定及異議ノ決定ニ關スル期日及期間ヲ定メタルトキハ府縣知事ハ直ニ之ヲ告示スベシ

**第八條** 市町村ノ境界變更アリタル場合ニ於テハ市町村長ハ選舉人名簿ノ分割シ其ノ部分ヲ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市町村ノ市町村長ニ送付スベシ

市町村ノ廢置分合アリタル場合ニ於テ名簿ノ分割ヲ以テ足ルトキハ前項ノ例ニ依リ、其ノ他ノ場合ニ於テハ從前ノ市町村

ノ市町村長(又ハ市町村長ノ職務ヲ行フ者)タリシ者ハ直ニ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市町村ノ市町村長ニ選舉人名簿ヲ送付スベシ

市町村長選舉人名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示シ併セテ之ヲ府縣知事ニ報告スベシ

**第九條** 前條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル選舉人名簿ハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ニ係ル地域ノ新ニ屬シタル市町村ノ選舉人名簿ト看做ス

**第十條** 第八條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル選舉人名簿確定前ナルトキハ名簿ノ縱覽、確定及異議ノ決定ニ關スル期日及期間ハ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル  
前項ノ規定ニ依リ期日及期間ヲ定メタルトキハ府縣知事ハ直ニ之ヲ告示スベシ

市制町村制施行令

**第十一條** 市制第二十五條第六項又ハ町村制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ盲人ガ投票ニ關スル記載ニ使用スルコトヲ得ル點字ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

點字ニ依リ投票ヲ爲サントスル選舉人ハ選舉長又ハ投票分會長ニ對シ其ノ旨ヲ申立ツベシ、此ノ場合ニ於テハ選舉長又ハ投票分會長ハ投票用紙ニ點字投票ナル旨ノ印ヲ押捺シテ交付スベシ

點字ニ依ル投票ノ拒否ニ付テハ市制第二十五條ノ三又ハ町村制第二十二條ノ三ノ例ニ依ル、此ノ場合ニ於テハ封筒ニ點字投票ナル旨ノ印ヲ押捺シテ交付スベシ  
前項ノ規定ニ依リ假ニ爲サシメタル投票ハ市制第二十七條ノ二第二項及第三項又ハ町村制第二十四條ノ二第二項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ市制第二十五條ノ



三第二項及第四項又ハ町村制第二十二條ノ三第二項及第四項ノ投票ト看做ス

**第十二條** 市制第二十七條ノ四又ハ町村制第二十四條ノ四ノ規定ニ依リ開票分會ヲ設ケタルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ區劃及開票分會場ヲ告示スベシ

**第十三條** 開票分會ハ市町村長ノ指名シタル吏員開票分會長ト爲リ之ヲ閉閉シ其ノ取締ニ任ズ

**第十四條** 開票分會ノ區劃内ノ投票分會ニ於テ爲シタル投票ハ投票分會長少クトモ一人ノ投票立會人ト共ニ投票函ノ儘投票録及選舉人名簿ノ抄本(又ハ選舉人名簿)ト併セテ之ヲ開票分會長ニ送致スベシ

**第十五條** 投票ノ點檢終リタルトキハ開票分會長ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告スベシ

**第十六條** 開票分會長ハ開票録ヲ作り開票ニ關スル顛末ヲ記載シ之ヲ朗讀シ二人以上ノ開票立會人ト共ニ之ニ署名シ直ニ投票録及投票ト併セテ之ヲ選舉長ニ送致スベシ

**第十七條** 選舉長ハ總テノ開票分會長ヨリ第十五條ノ報告ヲ受ケタル日若ハ其ノ翌日(又ハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日若ハ其ノ翌日)選舉會ニ於テ選舉立會人立會ノ上其ノ報告ヲ調査シ市制第二十七條ノ二第三項又ハ町村制第二十四條ノ二第三項ノ規定ニ依リ爲シタル點檢ノ結果ト併セテ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票總數ヲ計算スベシ

**第十八條** 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ於テハ選舉長ハ前條ノ規定ニ準ジ其ノ部分ニ付前條ノ手續ヲ爲

シ他ノ部分ニ於ケル各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票總數ト併セテ其ノ得票總數ヲ計算スベシ

**第十九條** 開票分會ヲ設ケタル場合ニ於テハ市町村長ハ市制第三十二條第一項又ハ町村制第二十九條第一項ノ報告ニ開票録ノ寫ヲ添附スベシ

**第二十條** 市制第二十三條ノ二第一項乃至第八項竝ニ町村制第二十條第四項及第五項ノ規定ハ開票立會人ニ、市制第二十四條第一項及第二項竝ニ町村制第二十一條第一項及第二項ノ規定ハ開票分會場ニ、市制第二十七條ノ二、第二十七條ノ三及第二十九條竝ニ町村制第二十四條ノ二、第二十四條ノ三及第二十六條ノ規定ハ開票分會ニ於ケル開票ニ之ヲ準用ス但シ市制第二十三條ノ二第一項及第七項中選舉

人名簿ニ登錄セラレタル者トアルハ開票分會ノ區劃内ニ於ケル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者トス

**第二十一條** 市制第八十二條第三項ノ市ハ其ノ區ヲ以テ選舉區ト爲シタル場合ニ於テハ市制第二章第一款(第十六條第三項ノ規定ヲ除ク)ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ市制第六條ノ市ト看做ス

**第三章** 市制第二十五條ノ四又ハ町村制第二十二條ノ四ノ投票

**第二十二條** 市制第二十五條ノ四又ハ町村制第二十二條ノ四ノ事由ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 湖川、港灣ノミヲ航行スル船舶、總噸數二十噸未滿ノ船舶及端舟其ノ他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權

ノ如シ

五

市制町村制施行令

- ヲ以テ運轉スル舟ヲ除クノ外日本船舶  
(内地以外ニ船籍港ヲ定ムルモノヲ含  
ム以下之ニ同ジ)ノ船員又ハ其ノ船舶  
ニ乗務スルノ常況ニ在ル者船内從業中  
ナルベキコト
- 二 前號ノ船舶ヲ除クノ外日本船舶ニシ  
テ總噸數五噸以上ノモノノ船員又ハ其  
ノ船舶ニ乗務スルノ常況ニ在ル者船内  
從業中ナルベキコト
- 三 鐵道列車ニ乗務スルノ常況ニ在ル鐵  
道係員、郵便取扱員其ノ他ノ者鐵道列  
車ニ乗務中ナルベキコト
- 四 選舉事務、選舉會場若ハ投票分會場  
ノ監視、選舉取締其ノ他選舉ニ關係ア  
ル職務ニ從事スル者其ノ投票區域外ニ  
於テ職務ニ從事中ナルベキコト
- 五 陸海軍軍人演習召集中又ハ教育召集

六

- 中ナルベキコト
- 六 艦船乘員タル軍屬海上勤務中ナルベ  
キコト
- 七 引續キ十日以上其ノ投票區域ノ屬ス  
ル郡市(其ノ投票區域ガ支廳長管轄區  
域ニ屬スル場合ニ於テハ其ノ支廳長ノ  
管轄區域)外ニ於テ職務又ハ業務ニ從  
事スルヲ例トスル者其ノ投票區域ノ屬  
スル郡市(其ノ投票區域ガ支廳長管轄  
區域ニ屬スル場合ニ於テハ其ノ支廳長  
ノ管轄區域)外ニ於テ職務又ハ業務ニ  
從事中ナルベキコト
- 前項第七號中郡トアルハ府縣制ニ謂フ從  
前郡長ノ管轄シタル區域トス
- 第二十三條 選舉人前條第一項ニ掲グル事  
由ニ因リ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選  
舉會場又ハ投票分會場ニ到リ投票ヲ爲シ

- 能ハザルベキトキハ各左ニ掲グル期間内  
ニ自ラ其ノ屬スル投票區域ノ選舉長又ハ  
投票分會長ニ就キ其ノ旨ヲ證シテ投票用  
紙及投票用封筒ノ交付ヲ請求スルコトヲ  
得
- 一 前條第一項第一號又ハ第五號乃至第  
七號ニ掲グル事由ニ關スルトキハ選舉  
ノ期日ノ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期  
日ノ前日迄
- 二 前條第一項第二號乃至第四號ニ掲グ  
ル事由ニ關スルトキハ選舉ノ期日前十  
日ヨリ選舉ノ期日ノ前日迄但シ選舉  
ノ期日ノ告示前ハ此ノ限ニ在ラズ  
點字ニ依リ投票ヲ爲サントスル選舉人ハ  
前項ノ請求ヲ爲スト同時ニ選舉長又ハ投  
票分會長ニ對シ其ノ旨ヲ申立ツベシ
- 第二十四條 選舉人前條ノ請求ヲ爲ス場合

市制町村制施行令

- ニ於テハ併セテ其ノ證スル事項ニ付各左  
ニ掲グル者ノ證明書ヲ提出スベシ但シ第  
二十二條第一項第五號ニ掲グル事由ニ基  
ク事項ニ付テハ選舉ノ期日ガ召集期間中  
ナル場合ニ限り召集令狀ノ提示ヲ以テ證  
明書ノ提出ニ代フルコトヲ得
- 一 第二十二條第一項第一號ニ掲グル事  
由ニ關シテハ船員ニ在リテハ管海官廳  
(管海官廳ニ準ズベキモノヲ含ム)又ハ  
船長(船長ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム)以下  
之ニ同ジ)、其ノ他ノ者ニ在リテハ各所  
屬ノ官署ノ長又ハ其ノ業務主
- 二 第二十二條第一項第二號ニ掲グル事  
由ニ關シテハ各所屬ノ官署ノ長又ハ其  
ノ者ノ業務主
- 三 第二十二條第一項第三號ニ掲グル事  
由ニ關シテハ鐵道係員ニ在リテハ各所

七

屬ノ車掌所主任機關庫主任電車庫主任  
(地方鐵道ニ在リテハ各之ニ該當スル  
者)郵便取扱員ニ在リテハ各所屬ノ郵  
便局長、其ノ他ノ者ニ在リテハ各所屬  
ノ官署ノ長又ハ其ノ業務主

四 第二十二條第一項第四號ニ掲グル事  
由ニ關シテハ各所屬ノ官公署ノ長

五 第二十二條第一項第五號ニ掲グル事  
由ニ關シテハ其ノ者ノ所屬ノ部隊若ハ  
陸上海軍各部(陸軍大臣又ハ海軍大臣  
ノ定ムル所ニ依ル)ノ長又ハ所屬ノ艦  
船ノ長

六 第二十二條第一項第六號ニ掲グル事  
由ニ關シテハ其ノ者ノ所屬ノ艦船ノ  
長

七 第二十二條第一項第七號ニ掲グル事  
由ニ關シテハ各所屬ノ官公署若ハ議會

ノ長又ハ其ノ者ノ業務主  
前項ノ規定ニ依ル證明者前項ノ證明書ノ  
交付ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ該當事  
項アリト認ムルトキハ直ニ證明書ヲ交付  
スベシ

選舉人正當ノ事由ニ因リ第一項ノ證明書  
ヲ提出スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ  
選舉長又ハ投票分會長ニ説明スベシ

第二十五條 選舉長又ハ投票分會長第二十  
三條及前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依  
リ投票用紙及投票用封筒ノ交付ノ請求ヲ  
受ケタル場合ニ於テハ直ニ其ノ選舉ニ用  
フベキ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ニ對照シ  
當該選舉人ガ第二十二條第一項ニ掲グル  
事由ノ一ニ因リ選舉ノ當日投票時間内ニ  
自ラ選舉會場又ハ投票分會場ニ到リ投票  
ヲ爲シ能ハズト認ムルトキハ投票用紙及

投票用封筒ヲ直ニ選舉人ニ交付スベシ  
前項ノ場合ニ於テ第二十三條第二項ノ申  
立ヲ爲シタル選舉人ニ交付スル投票用紙  
ニハ點字投票ナル旨ノ印ヲ捺捺スベシ

第二十六條 選舉人前條ノ規定ニ依リ投票  
用紙及投票用封筒ノ交付ヲ受ケタルトキ  
ハ直ニ當該選舉長又ハ投票分會長ノ管理  
スル投票記載ノ場所ニ於テ自ラ投票用紙  
ニ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シ之ヲ投票  
用封筒ニ入レ封緘シ投票用封筒ノ表面ニ  
其ノ氏名ヲ記載シ直ニ之ヲ選舉長又ハ投  
票分會長ニ提出スベシ  
前項ノ場合ニ於テ選舉長又ハ投票分會長  
ハ關係市町村吏員ヲシテ之ニ立會ハシム  
ベシ

第二十七條 選舉長又ハ投票分會長前條第  
一項ノ規定ニ依ル投票ヲ受領シタルトキ

ハ投票用封筒ノ裏面ニ投票ノ年月日及場  
所ヲ記載シ前條第二項ノ規定ニ依ル立會  
人ト共ニ之ニ署名シ其ノ儘投票ヲ保管ス  
ベシ

前條第一項ノ規定ニ依ル投票ヲ受領シタ  
ル後投票區域ニ異動アリタルニ因リ他ノ  
投票區域ニ屬スルニ至リタル選舉人ノ投  
票ハ選舉長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之  
ヲ新ニ選舉人ノ屬スル投票區域ノ選舉長  
又ハ投票分會長ニ送致スベシ  
選舉長又ハ投票分會長投票時間終了迄ニ  
前項ノ規定ニ依ル投票ノ送致ヲ受ケタル  
トキハ送致ニ用ヒラレタル封筒ヲ開披シ  
投票ハ其ノ儘之ヲ保管スベシ

第二十八條 選舉長又ハ投票分會長ハ第二  
十三條乃至前條ノ規定ニ依ル手續ニ關ス  
ル願末書ヲ作成シ之ニ署名シ選舉錄又ハ

投票録ニ添付スベシ

市町村長ハ市制第三十二條第一項又ハ町村制第二十九條第一項ノ報告ニ前項ノ願末書ノ寫ヲ添付スベシ

第二十八條ノ二 第二十七條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ保管スル投票ハ選舉ノ當日投票函閉鎖前市制第二十五條ノ三又ハ町村制第二十二條ノ三ノ例ニ依リ其ノ受理如何ヲ決定スベシ

前項ノ決定アリタルトキハ選舉會ニ於テ受理スベカラズト決定セラレタル投票ヲ除クノ外選舉長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ投票用封筒ヲ開披シ其ノ點字投票ナル旨ノ印ヲ押捺シタル投票用紙ヲ用ヒタル投票ニ付市制第二十五條ノ三又ハ町村制第二十二條ノ三ノ例ニ依リ其ノ拒否ヲ決定スベシ

第一項ノ規定ニ依リ受理スベシト決定セラレ且前項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定ヲ受ケザル投票ハ選舉長又ハ投票分會長ニ於テ直ニ之ヲ投函スベシ投票分會長ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ受理スベカラズト決定セラレタル投票又ハ前項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定ヲ受ケタル投票ハ投票分會長ニ於テ更ニ之ヲ其ノ投票用封筒ニ入レ假ニ封緘ヲ施シ其ノ表面ニ第一項ノ規定ニ依ル不受理ノ決定又ハ前項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定アリタル旨ヲ記載シテ之ヲ投函スベシ

投票分會長ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル不受理ノ決定又ハ第二項ノ規定ニ依ル拒否ノ決定アリタル投票ハ市制第二十七條ノ二第二項及第三項又ハ町村制第二十四條ノ二第二項及第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ

市制第二十五條ノ三第二項及第四項又ハ町村制第二十二條ノ三第二項及第四項ノ投票ト看做ス

第二十八條ノ三 選舉長又ハ投票分會長投票時間終了後第二十七條第二項ノ規定ニ依ル投票ノ送致ヲ受ケタルトキハ送致ニ用ヒラレタル封筒ヲ開披シ投票用封筒ノ裏面ニ受領ノ年月日時ヲ記載シ其ノ投票分會長ノ送致ヲ受ケタル投票ハ投票分會長之ヲ選舉長ニ送致スベシ

第四章 市會議員ノ選舉運動及其ノ費用竝ニ公立學校等ノ設備ノ使用

第二十九條 選舉委員ハ議員候補者一人ニ付議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉

區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數千以上ナルトキハ八人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通ジテ二十人)ヲ、千未満ナルトキハ五人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通ジテ十五人)ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十條

選舉運動ノ爲使用スル勞務者ハ議員候補者一人一日ニ付議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數千以上ナルトキハ十二人ヲ、千未満ナルトキハ八人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十一條

選舉運動ノ費用ハ議員候補者一人ニ付左ノ各號ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
一 議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當

該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ之ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘ジテ得タル額但シ三百圓未満ナルモノハ三百圓トス

二 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行フ場合ニ於テハ議員ノ定數(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ配當議員數)ヲ以テ選舉人名簿(選舉區アル場合ニ於テハ當該選舉區ノ選舉人名簿)確定ノ日ニ於テ關係區域ノ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ總數ヲ除シテ得タル數ヲ三十錢ニ乘ジテ得タル額  
三 市制第二十二條第四項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フ場合ニ於テハ前號ノ規定ニ準ジテ算出シタル額但シ府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)必要アリト認

ムルトキハ之ヲ減額スルコトヲ得

府縣知事(東京府ニ於テハ警視總監)ハ選舉ノ期日ノ告示アリタル後直ニ前項ノ規定ニ依ル額ヲ告示スベシ

第三十二條

衆議院議員選舉法施行令第八章(第五十七條ノ二ノ規定ヲ除ク)第九章及第十二章(公立學校等ノ設備ノ使用ニ依ル演說會開催ノ爲ニ必要ナル施設ノ公營ニ關スル規定ヲ除ク)ノ規定ハ市會議員選舉ニ之ヲ準用ス

第五章

市町村吏員ノ賠償責任及身元保證

第三十三條

市町村吏員其ノ管掌ニ屬スル現金、證券其ノ他ノ財産ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムベシ但シ避クベカラザル事故ニ原因シタルトキ又ハ他ノ者ノ使

用ニ供シタル場合ニ於テ合規ノ監督ヲ怠ラザリシトキハ市町村ハ其ノ賠償ノ責任ヲ免除スベシ

第三十四條

收入役、副收入役若ハ收入役代理者又ハ收入役ノ事務ヲ兼掌スル町村長若ハ助役市制第三百三十九條第二項又ハ町村制第一百九條第二項ノ規定ニ違反シテ支出ヲ爲シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償セシムベシ區收入役、區副收入役又ハ區收入役代理者ニ付亦同ジ

第三十五條

市町村吏員其ノ執務上必要ナル物品ノ交付ヲ受ケ故意又ハ怠慢ニ因リ之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムベシ

第三十六條

前三條ノ處分ヲ受ケタル者其

ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
 前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市町村ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得  
 府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スベシ  
 市制第六十條第一項乃至第三項又ハ町村制第四十條第一項乃至第三項ノ規定ハ第一項及第二項ノ訴願及訴訟ニ之ヲ準用ス  
**第三十七條** 賠償金ノ徵收ニ關シテハ市制第三十一條又ハ町村制第十一條ノ例ニ依ル  
**第三十八條** 市町村吏員ニ對シ身元保證ヲ徵スルノ必要アリト認ムルトキハ市町村ハ其ノ種類、價格、程度其ノ他必要ナル

事項ヲ定ムベシ  
**第三十九條** 本章中市町村ニ關スル規定ハ市制第六條ノ市ノ區及市制第四十四條ノ市ノ一部及町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ニ之ヲ準用ス  
**第六章** 市町村稅ノ賦課徵收  
**第三十九條ノ二** 地租法第六十五條及第六十六條ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラレタル土地ニ對シテハ其ノ年度分ノ市町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ  
**第三十九條ノ三** 免租年期地ニ對シ市町村稅ヲ賦課スベキ場合ニ於テ市町村ノ全部又ハ一部ニ互ル災害又ハ天候不順ニ因リ收穫皆無ニ歸シタル田畑ニ付納稅義務者ノ申請アリタルトキハ前條ノ例ニ依ル  
**第四十條** 市町村ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入

ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メザル者ニ對シ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ市町村長ハ關係市長又ハ町村長(町村長ニ準ズベキ者ヲ含ム)ト協議ノ上其ノ本稅額ノ歩合ヲ定ムベシ  
 前項ノ協議調ハザルトキハ府縣知事之ヲ定メ其ノ數府縣ニ涉ルモノハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ムベシ  
 第一項ノ場合ニ於テ直接ニ收入ヲ生ズルコトナキ營業所アルトキハ他ノ營業所ト收入ヲ共通スルモノト認メ前二項ノ規定ニ依リ本稅額ノ歩合ヲ定ムベシ  
 府縣ニ於テ數府縣ニ涉ル營業又ハ其ノ收入ニ對シ營業稅附加稅、營業收益稅附加稅又ハ所得稅附加稅賦課ノ歩合ヲ定メタルモノアルトキハ其ノ歩合ニ依ル本稅額ヲ以テ其ノ府縣ニ於ケル本稅額ト看做

ス  
**第四十一條** 鑛區(砂鑛區域ヲ含ム以下之ニ同ジ)ガ市町村ノ内外ニ涉ル場合ニ於テ鑛區稅(砂鑛區稅ヲ含ム)ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ鑛區ノ屬スル地表ノ面積ニ依リ其ノ本稅額ヲ分割シ其ノ一部ニノミ賦課スベシ  
 市町村ノ内外ニ於テ鑛業ニ關スル事務所其ノ他ノ營業所ヲ設ケタル場合ニ於テ鑛產稅ノ附加稅ヲ賦課セントスルトキハ前條ノ例ニ依ル、鑛區ガ營業所所在ノ市町村ノ内外ニ涉ル場合亦同ジ  
**第四十二條** 住所滞在ガ市町村ノ内外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地家屋物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ市町村稅ヲ賦課セントスルトキハ其ノ收入ヲ平分シ其ノ一部ニノミ

賦課スベシ

前項ノ住所又ハ滞在ガ其ノ時ヲ異ニシタルトキハ納稅義務ノ發生シタル翌月ノ初メヨリ其ノ消滅シタル月ノ終迄月割ヲ以テ賦課スベシ但シ賦課後納稅義務者ノ住所又ハ滞在ニ異動ヲ生ズルモ賦課額ハ變更セズ其ノ新ニ住所ヲ有シ又ハ滞在スル市町村ニ於テハ賦課ナキ部分ニノミ賦課スベシ

住所滞在ガ同一府縣内ノ市町村ノ内外ニ涉ル者其ノ住所又ハ滞在ノ時ヲ異ニシタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ戸數割附加稅ヲ賦課セントスルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス

第四十三條

市町村稅ヲ徵收セントスルトキハ市町村長ハ徵稅令書ヲ納稅人ニ交付スベシ

第四十四條

徵稅令書ヲ受ケタル納稅人納期内ニ稅金ヲ完納セザルトキハ市町村長ハ遅クトモ納期限後二十日目迄ニ督促狀ヲ發スベシ

督促狀ニハ市町村條例ヲ以テ定メタル期間内ニ於テ相當ノ期限ヲ指定スベシ特別ノ事情アル市町村ニ於テハ市町村條例ヲ以テ第一項ニ規定スル期限ト異リタル期限ヲ定ムルコトヲ得

第四十五條

督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ一日ニ付稅金額ノ萬分ノ四以内ニ於テ市町村ノ定ムル割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ稅金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付市町村長ニ於テ酌量スベキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 令書一通ノ稅金額五圓未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納稅者ノ住所及居所ガ帝國內ニ在ラザル爲又ハ共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ命令又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ノ指定期限迄ニ稅金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ハ之ヲ徵收セズ

第四十六條

納稅人左ノ場合ニ該當スルトキハ徵稅令書ヲ交付シタル市町村稅ニ限リ納期前ト雖モ之ヲ徵收スルコトヲ得

一 國稅徵收法ニ依ル滞納處分ヲ受クルトキ

二 強制執行ヲ受クルトキ

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 競賣ノ開始アリタルトキ

市制町村制施行令

五 法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

六 納稅人脫稅又ハ遺稅ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

第四十六條ノ二

督促狀ノ指定期限迄ニ稅金及督促手数料ヲ完納セザルトキハ市町村長ハ市町村條例ヲ以テ定メタル期間内ニ滞納處分ニ著手スベシ

第四十六條ノ三

相續人又ハ相續財團ハ被相續人ニ對シ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラルベキ市町村稅ヲ納ムル義務ヲ負フ但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人モ亦之ヲ納ムル義務ヲ負フ

第四十七條

相續開始ノ場合ニ於テハ市町村

村税、督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ相續財團又ハ相續人ヨリ之ヲ徴收スベシ但シ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人ヨリモ之ヲ徴收スルコトヲ得

國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ市町村税、督促手数料、延滞金及滞納處分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス

法人合併ノ場合ニ於テハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ納付スベキ市町村税、督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ヨリ之ヲ徴收スベシ

**第四十八條** 共有物、共同事業、共同事業ニ因リ生ジタル物件又ハ共同行為ニ係ル

市町村税、督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ納税者連帶シテ其ノ義務ヲ負擔ス

**第四十九條** 同一年度ノ市町村税ニシテ既納ノ税金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徴收スベキ同一税目ノ税金ニ充ツルコトヲ得

地租附加税ト特別地稅又ハ其ノ附加税ハ之ヲ同一税目ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

**第五十條** 納税義務者納税地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキハ納税ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ納税管理人ヲ定メ市町村長ニ申告スベシ其ノ納税管理人ヲ變更シタルトキ亦同ジ

**第五十一條** 徴税令書、督促狀及滞納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人ガ相續財團ニシテ財産管理

人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

納税管理人アルトキハ納税ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

**第五十二條** 書類ノ送達ヲ受クベキ者ガ其ノ住所若ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ其ノ者ノ住所及居所ガ帝國内ニ在ラザルトキ若ハ共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

**第五十三條** 市町村ハ内務大臣及大藏大臣ノ指定シタル市町村税ニ付テハ其ノ徴收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徴收セシムルコトヲ得

前項ノ市町村税ノ徴收ニ付テハ第四十三

條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

**第五十四條** 前條第一項ノ規定ニ依リ市町村税ヲ徴收セシムル場合ニ於テハ納税人ハ其ノ税金ヲ徴收義務者ニ拂込ムニ依リテ納税ノ義務ヲ了ス

**第五十五條** 第五十三條第一項ノ規定ニ依ル徴收義務者ハ徴收スベキ市町村税ヲ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ市町村ニ拂込ムベシ、其ノ期日迄ニ拂込マザルトキハ市町村長ハ相當ノ期限ヲ指定シ督促狀ヲ發スベシ

**第五十六條** 市町村ハ前條ノ徴收ノ費用トシテ拂込金額ノ百分ノ四ヲ徴收義務者ニ交付スベシ

**第五十七條** 第五十三條第一項ノ規定ニ依ル徴收義務者避クベカラザル災害ニ依リ既收ノ税金ヲ失ヒタルトキハ其ノ税金拂



込義務ノ免除ヲ市町村長ニ申請スルコトヲ得

市町村長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ市參事會又ハ町村會ノ決定ニ付スベシ市參事會又ハ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ之ヲ決定スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ決定ニ付テハ市町村長ヨリモ訴願ヲ提起スルコトヲ得  
前二項ノ裁決ニ付テハ市町村長又ハ府縣知事ヨリモ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得  
府縣參事會訴願ヲ受理シタルトキハ其ノ日ヨリ三月以内ニ之ヲ裁決スベシ  
市制第六十條第一項乃至第三項又ハ町

村制第四十條第一項乃至第三項ノ規定ハ第三項乃至第五項ノ訴願ニ之ヲ準用ス

第二項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ本人ニ交付スベシ

**第五十八條** 第四十五條乃至第四十八條ノ規定ハ第五十三條第一項ノ規定ニ依リ市町村稅ヲ徵收セシムル場合ノ拂込金ニ之ヲ準用ス

**第七章 市町村ノ監督**

**第五十九條** 左ニ掲グル事件ハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 市町村會議員ノ定數増減ニ關スル條例(著シク人口ノ増減アリタルニ因ル町村會議員ノ定數増減ニ關スル條例ヲ除ク)ヲ設ケ又ハ改正スルコト  
二 市會議員選舉區ニ關スル條例ヲ設ケ

又ハ改正スルコト

三 町村制第四十五條第三項ノ規定ニ依リ議長及其ノ代理者ヲ置クコトニ關スル條例ヲ設ケルコト

四 名譽職市長又ハ市參與ヲ置クコトニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改正スルコト

**第五十九條ノ二** 左ニ掲グル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 水道(大正十年勅令第三百三十一號第一號ニ該當スルモノヲ除ク)電氣、瓦斯、鐵道、軌道及自動車竝ニ中央卸賣市場法ニ依ル市場ノ使用料ニ關スルコト

二 特別稅段別割ヲ除クノ外特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト

三 据置期間ヲ通シ償還期限二年度ヲ超ユル市町村債及借入ノ翌年度ニ於テ借

入金ヲ以テ償還スル市町村債ニ關スルコト

前項第三號ニ掲グル事件ト雖モ左ニ掲グルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

一 傳染病豫防費又ハ急施ヲ要スル災害復舊工事費ニ充ツル爲借入ルル市町村債

二 小學校舍ノ建築、増築、改築其ノ他小學校設備ノ費用ニ充ツル爲借入ルル市町村債ニシテ据置期間ヲ通シ償還期限十年度ヲ超エザルモノ

三 前二號ニ掲グル市町村債ノ起債ノ方法、利息ノ定率又ハ償還方法ノ變更

四 市町村債又ハ市町村債ノ起債ノ方法利息ノ定率若ハ償還方法ノ變更ニシテ内務大臣及大藏大臣ノ指定スルモノ  
**第六十條** 左ニ掲グル事件ハ監督官廳ノ許可

市制町村制施行令

- 可ヲ受クルコトヲ要セズ
- 一 耕地整理又ハ區劃整理ノ爲市町村又ハ市制第六條ノ市ノ區ノ境界ヲ變更スルコト但シ關係アル市町村會又ハ區會ニ於テ意見ヲ異ニスルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 所屬未定地ヲ市町村又ハ市制第六條ノ市ノ區ノ區域ニ編入スルコト但シ關係アル市町村會ハ區會ニ於テ意見ヲ異ニスルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 公告式、印鑑、書類送達、諸證明、市町村ノ一部ノ區會又ハ區總會ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 四 公會堂、公園、水族館、動物園、植物園、鑛泉、浴場、共同宿泊所、消毒所、產婆、胞衣及産穢物焼却場、幼兒哺育場、商品陳列所、勸業館、農業倉

二二

- 庫、殺蛹乾燥場、種畜、牛馬種付所、斃獸解剖場、獸醫、上屋、荷揚場、貯木場、土砂採取場、石材採取場、農具ノ管理及使用竝ニ使用料ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 五 手数料、加入金、延滞金及積立金穀等ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 六 府縣費ノ全部ノ分賦ヲ受クル市ニ於テ特別稅特別地稅又ハ大正十五年勅令第三百三十九號第十七條第一項ニ掲グル種類ト同種類ノ特別稅ノ賦課ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改正スルコト但シ特別稅特別地稅ニ付テハ大正十五年勅令第四百三十三號ニ依リ府縣知事ニ於テ許可スル課稅ノ限度ヲ超ユルモノ及新ニ漁業ニ對シ特別稅ヲ賦調シ又ハ其ノ賦

- 課率若ハ賦課方法ヲ變更スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 七 特別稅戶數割ヲ新設シ又ハ變更スルコト及之ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改正スルコト
- 八 使用料、特別稅又ハ委員ニ關スル條例ヲ廢止スルコト
- 九 三年度ヲ超エザル繼續費ヲ定メ又ハ其ノ年內ニ於テ之ヲ變更スルコト
- 十 繼續費ヲ減額スルコト
- 十一 市町村債ノ借入額ヲ減少シ又ハ利息ノ定率ヲ低減スルコト
- 十二 市町村債ノ借入先ヲ變更シ又ハ債券發行ノ方法ニ依ル市町村債ヲ其ノ他ノ方法ニ依ル市町村債ニ變更シ若ハ債券發行ノ方法ニ依ラザル市町村債ヲ債券發行ノ方法ニ依ル市町村債ニ變更ス

市制町村制施行令

- ルコト
- 十三 市町村債ノ償還年限ヲ短縮シ又ハ其ノ償還年限ヲ延長セズ且利息ノ定率ヲ高メズシテ借替ヲ爲シ若ハ繰上償還ヲ爲スコト但シ外資ニ依リタル市町村債ノ借替又ハ外資ヲ以テスル借替ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 十四 市町村債ノ償還年限ヲ延長セズシテ不均等償還ヲ元利均等償還ニ變更シ又ハ年度内ノ償還期若ハ償還期數ヲ變更スルコト
- 十五 府縣ノ基金若ハ資金又ハ市町村ニ轉貸ノ爲主務大臣ノ許可ヲ得テ借入レタル府縣債ノ收入金ヨリ借入ル市町村債ヲ起シ及其ノ起債ノ方法、利息ノ定率又ハ償還方法ヲ變更スルコト
- 十六 市町村債ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ

二三

改廢スルコト

第八章 市制第六條ノ市ノ區

第六十一條 府縣知事ハ市會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ市條例ヲ設定シ新ニ區會ヲ設クルコトヲ得

第六十二條 區内ニ住所ヲ有スル市公民ハ總テ區會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ市制第十一條ノ規定ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十三條 區會議員ノ選舉權ヲ有スル市公民ハ區會議員ノ被選舉權ヲ有ス  
在職ノ檢事、警察官吏及收稅官吏ハ被選舉權ヲ有セズ

選舉事務ニ關係アル官吏及市ノ有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セズ  
市ノ有給ノ吏員教員其ノ他ノ職員ニシテ

在職中ノ者ハ其ノ所屬區ノ區會議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第六十四條 區會議員ハ市ノ名譽職トス議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ區長抽籤シテ之ヲ定ム但シ闕員アルトキハ其ノ闕員ヲ以テ之ニ充ツベシ

前項但書ノ場合ニ於テ闕員ノ數解任ヲ要スル者ノ數ニ滿チザルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付區長抽籤シテ解任スベキ者ヲ定メ闕員ノ數解任ヲ要スル者ノ數ヲ超ユルトキハ解任ヲ要スル者ニ充ツベキ闕員ハ最モ先ニ闕員ト爲リタル者ヨリ順次之ニ充テ闕員ト爲リタル時同ジキトキハ區長抽籤シテ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第六十五條 區會ノ組織及區會議員ノ選舉ニ關シテハ前數條ニ定ムルモノノ外市制

第十三條、第十七條及第二十條乃至第三十九條並ニ本令第七條乃至第二十條、第三章及第四章ノ規定ヲ準用ス但シ市制第十三條第四項ノ規定ヲ準用ニ依ル市條例ノ設定ニ付テハ市ハ區會ノ意見ヲ徵スベク、市制第三十二條及第三十四條ノ規定ヲ準用ニ依ル報告ハ市長ヲ經テ之ヲ爲スベシ

第六十六條 昭和一〇年勅令第七十五號ヲ以テ本條削除

第六十七條 區會ノ職務權限ニ關シテハ市會ノ職務權限ニ關スル規定ヲ準用ス

區長ト區會トノ關係ニ付テハ市長ト市會トノ關係ニ關スル規定及市制第九十二條ノ規定ヲ準用ス

第六十八條 區會ヲ設ケザル區ニ於テハ區會ノ職務ハ市會之ヲ行フ

第六十九條 市ハ區會ノ意見ヲ徵シ區ノ營造物ニ關シ市條例又ハ市規則ヲ設クルコトヲ得

市制第二百二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
區ハ前二項ノ市條例ノ定ムル所ニ依リ區ノ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收シ又ハ過料ヲ科スルコトヲ得

第七十條 區ハ其ノ財産及營造物ニ關シ必要ナル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ  
前項ノ支出ハ區ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル收入

ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ市ハ其ノ區ニ於テ特ニ賦課徵收スル市稅ヲ以テ之ニ充ツベシ

前項ノ市稅ニ付市會ノ議決スベキ事項ハ區會之ヲ議決ス但シ市ノ定メタル制限ヲ超ユルコトヲ得ズ

市制第九十八條第四項ノ規定ニ依リ市ノ負擔スル費用ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

**第七十一條** 前數條ニ定ムルモノノ外區ニ關シテハ市制第一百四條、第一百五條、第一百三十條第二項乃至第六項、第三百三十一條第一項、第二項、第四項乃至第八項及第三百三十三條乃至第四百三條並ニ本令第一條乃至第四條ノ規定ヲ準用ス但シ第三百三十條第三項中市參事會トアルハ區會、第四百四十一條第二項中名譽職參事會

員トアルハ區會議員トス  
前項ノ規定ニ依リ市制第三百三十一條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ニ於テハ市ハ區會ノ意見ヲ徵シ市條例ヲ定メ區ヲシテ手數料ヲ徵收セシムルコトヲ得

**第七十二條** 區ノ監督ニ付テハ市ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス

**第九章 雜則**

**第七十三條** 市町村組合又ハ町村組合ニ關シテハ第一條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ組合規約ニ於テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

**第七十四條** 本令中府縣、府縣知事又ハ府縣參事會ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ各北海道、北海道廳長官又ハ北海道參事會ニ、本令第一章中町村長又ハ町村條例ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ各町村長

又ハ町村條例ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス  
北海道二級町村ノ區域ノ境界ニ涉リ市ノ設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ新ニ市ノ區域ニ屬シタル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ハ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市ノ市長之ヲ調製スベシ  
前項ノ選舉人名簿ニ關シ市制第二十一條乃至第二十一條ノ五ニ規定スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ北海道廳長官ニ於テ其ノ期日又ハ期間ヲ定ムベシ但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス  
前項ノ規定ニ依リ期日又ハ期間ヲ定メタルトキハ北海道廳長官ハ直ニ之ヲ告示スベシ  
市ノ區域ノ境界ニ涉リ北海道二級町村ノ

設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テハ市長ハ其ノ市ニ於ケル選舉人名簿中新ニ町村ノ區域ニ屬シタル地域ニ係ル部分ヲ抹消スベシ  
(別表略ス)

**附則**

本令中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ、其ノ他ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス  
明治四十四年勅令第二百四十號  
明治四十四年勅令第二百四十一號  
明治四十四年勅令第二百四十四號  
明治四十四年勅令第二百四十五號  
明治四十四年勅令第二百四十八號  
大正九年勅令第六十八號  
大正十年勅令第四百十二號

從前ノ規定ニ依ル手續其ノ他ノ行爲ハ本令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

大正十年勅令第四百十二號第二條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ノ申請ニシテ大正十五年六月三十日迄ニ許可ヲ得ザルモノハ之ヲ本令第五十九條ノ規定ニ依リ府縣知事ニ爲シタル許可ノ申請ト看做ス

大正十五年市制中改正法律又ハ同年町村制中改正法律中選舉ニ關スル規定ノ施行セラレタル市町村及未ダ施行セラレザル市町村ノ區域ノ境界ニ涉リ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ右選舉ニ關スル規定ノ施行セラレザリシ市町村ノ區域ニ屬シタル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ハ其ノ地域ノ新ニ屬シタル市町村ノ市町村長之ヲ調製スベシ、此ノ場合ニ於テハ大正十

五年市制中改正法律附則第二項又ハ同年町村制中改正法律附則第四項ノ例ニ依ル

明治四十四年勅令第二百四十五號第四條又ハ大正九年勅令第六十八號第四條ノ規定ニ依リ爲シタル決定又ハ裁決ニ對スル訴願又ハ訴訟ノ提起期間ハ決定又ハ裁決アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

從前市町村長ニ爲シタル申請ニシテ大正十五年六月三十日迄ニ市參事會又ハ町村會ノ決定ニ付セラレザルモノニ付テハ第五十七條第二項ノ期間ハ同年七月一日ヨリ之ヲ起算ス

從前市參事會若ハ町村會ノ決定ニ付セラレタル申請又ハ府縣參事會ニ於テ受理シタル訴願ニシテ大正十五年六月三十日迄ニ決定又ハ裁決ナキモノニ付テハ第三十六條第三項並ニ第五十七條第二項及第六項ノ期間ハ

同年七月一日ヨリ之ヲ起算ス

本令ニ依リ初メテ區會議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シ市制第二十一條乃至第二十五條ノ五ノ規定ノ準用ニ依ル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ命令ヲ以テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

本令中公民權及議員選舉ニ關スル規定施行ノ際大正十五年府縣制中改正法律中議員選舉ニ關スル規定若ハ同年市制中改正法律中公民權及議員選舉ニ關スル規定又ハ同年勅令第三號衆議院議員選舉法施行令未ダ施行セラレザル場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ同規定又ハ同令ハ既ニ施行セラレタルモノト看做ス

附則 (昭和二年勅令第三八號附則)

市制町村制施行令

本令ハ昭和二年度分ヨリ適用ス

附則 (昭和三年勅令第二〇號附則)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年勅令第二百六十九號北海道一級町村制中公民權及議員選舉ニ關スル規定ノ未ダ施行セラレザル一級町村ノ區域ノ境界ニ涉リ市ノ設置又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ其ノ異動アリタル地域ニ係ル市會議員選舉人名簿ニ付テハ第七十四條第二項乃至第五項ノ例ニ依ル

附則 (昭和四年勅令第一八六號附則)

本令ハ昭和四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和六年勅令第二一二號附則)

本令ハ昭和六年度分ヨリ之ヲ適用ス

附則 (昭和八年勅令第二八六號附則)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和一〇年勅令一七三號附則)

本令中公民權及議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十年市制中改正法律又ハ同年町村制中改正法律中公民權及議員選舉ニ關スル規定ノ施行セラレタル市町村ト其ノ未ダ施行セラレザル市町村トノ區域ノ境界ニ依リ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ其ノ廢置分合又ハ境界變更ニ涉ル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ內務大臣ノ定ムル所ニ依ル  
昭和九年勅令第三百二十五號ハ本令ノ適用ニ付テハ本令ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス  
本令ニ依リ初テ市制第六條ノ市ノ區ノ區會議員ヲ選舉スル場合ニ於テ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ內務大臣ニ於テ特別ノ規定

ヲ設クルコトヲ得但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス  
本令ノ施行セラレタル市制第六條ノ市ノ區ト其ノ未ダ施行セラレザル同條ノ市ノ區トノ區域ノ境界ニ依リ區ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ其ノ廢置分合又ハ境界變更ニ係ル地域ニ關シ必要ナル選舉人名簿ニ關シテハ內務大臣ノ定ムル所ニ依ル  
昭和十年市制中改正法律中公民權及議員選舉ニ關スル規定及本令中公民權及市町村會議員選舉ニ關スル規定ハ市制第六條ノ市ノ區ノ區會議員選舉ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ本令中區會議員選舉ニ關スル規定ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス

### ●市制町村制施行規則

(大正十五年六月二十四日  
內務省令第十九號)

改 昭和三年第三九號、四年  
第一號、第二號、五年第  
二一號、六年第二一號、第  
正 一〇年第三九號

市制町村制施行規則左ノ通定ム  
市制町村制施行規則

#### 第一章 市町村會議員ノ選舉

第一條 市制町村制ニ規定セル市區町村ノ人口ハ內閣ニ於テ官報ヲ以テ公示シタル最近人口ニ依ル  
前項公示人口現在ノ日以後ニ於テ市區町村ノ廢置分合、境界變更ヲ爲シ又ハ所屬未定地ヲ市區町村ノ區域ニ編入シタル

市制町村制施行規則

トキハ關係市區町村ノ人口ハ左ノ區別ニ依リ府縣知事ノ告示シタル人口ニ依ル但シ市區町村ノ境界變更又ハ所屬未定地編入ノ地域ニ現住者ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 一市區町村若ハ數市區町村ノ全部ノ區域ヲ以テ一市區町村ヲ置キタル場合又ハ一市區町村若ハ數市區町村ノ全部ノ區域ヲ他ノ市區町村ノ區域ニ編入シタル場合ニ於テハ關係市區町村ノ人口又ハ之ヲ集計シタルモノ
- 二 前號以外ノ場合ニ於テハ當該市區町村ノ人口ヲ廢置分合又ハ境界變更アリタル日ノ現在ニ依リ府縣知事ノ調査シタル人口ニ按分シテ算出シタル當該地域ノ人口又ハ其ノ人口ヲ集計シタルモノ又ハ其ノ人口ヲ關係市區町村ノ人口

ニ加算シ若ハ關係市區町村ノ人口ヨリ  
 控除シタルモノ  
 三 所屬未定地ヲ市區町村ニ編入シタル  
 トキハ編入ノ日ノ現在ニ依リ府縣知事  
 ノ調査シタル其ノ地域ノ人口ヲ關係市  
 區町村ノ人口ニ加算シタルモノ  
 四 前三號ノ規定ニ依ル人口ノ告示アリ  
 タル日以後ニ於テ市區町村ノ廢置分合  
 若ハ境界變更又ハ所屬未定地編入前ノ  
 日ニ屬スル最近ノ人口ヲ内閣ニ於テ官  
 報ヲ以テ公示アリタルトキハ更ニ其ノ  
 公示ニ係ル人口ヲ基礎トシ前三號ノ規  
 定ニ依リ算出シタルモノ  
 前項ノ規定ハ市區町村ノ境界確定シタル  
 場合ニ之ヲ準用ス  
 前三項ノ人口中ニハ部隊艦船及監獄内ニ  
 在リタル人員ヲ含マズ

第二條 市町村長(市制第六條ノ市ニ於テ  
 ハ區長)投票立會人(又ハ開票立會人)  
 ヲ選任シタルトキハ直ニ之ヲ投票分會長  
 (又ハ開票分會長)ニ通知スベシ  
 第三條 市町村長(市制第六條ノ市ニ於テ  
 ハ區長)必要アリト認ムルトキハ選舉會  
 場入場券(又ハ投票分會場入場券)ヲ交  
 付スルコトヲ得  
 選舉長(又ハ投票分會長)必要アリト認  
 ムルトキハ到著番號札ヲ選舉人ニ交付ス  
 ルコトヲ得  
 第四條 投票記載ノ場所ハ選舉人ノ投票ヲ  
 視ヒ又ハ投票ノ交換其ノ他不正ノ手段ヲ  
 用フルコト能ハザラシムル爲相當ノ設備  
 ヲ爲スベシ  
 第五條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ各別ニ鎖  
 鑰ヲ設クベシ

第六條 選舉長(又ハ投票分會長)ハ投票  
 ヲ爲サシムルニ先チ選舉會場(又ハ投票  
 分會場)ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於  
 テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示シ  
 タル後内蓋ヲ鎖スベシ

第七條 選舉長(又ハ投票分會長)ハ選舉  
 立會人(又ハ投票立會人)ノ面前ニ於テ  
 選舉人ヲ選舉人名簿(又ハ選舉人名簿ノ  
 抄本)ニ對照シタル後投票用紙(假ニ投  
 票ヲ爲サシムベキ選舉人ニ對シテハ併セ  
 テ封筒)ヲ交付スベシ

第八條 選舉人誤リテ投票ノ用紙又ハ封筒  
 ヲ汚損シタルトキハ其ノ引換ヲ請求スル  
 コトヲ得

第九條 投票ハ選舉長(又ハ投票分會長)  
 及選舉立會人(又ハ投票立會人)ノ面前  
 ニ於テ選舉人自ラ之ヲ投函スベシ

第十條 選舉人投票前選舉會場(又ハ投票  
 分會場)外ニ退出シ又ハ退出ヲ命ゼラレ  
 タルトキハ選舉長(又ハ投票分會長)ハ  
 投票用紙(交付シタル封筒アルトキハ併  
 セテ封筒)ヲ返付セシムベシ

第十一條 投票ヲ終リタルトキハ選舉長  
 (又ハ投票分會長)ハ投票函ノ内蓋ノ投票  
 口及外蓋ヲ鎖シ其ノ内蓋ノ鑰ハ選舉立會  
 人(投票分會ニ於テハ投票函ヲ送致スベ  
 キ投票立會人)之ヲ保管シ外蓋ノ鑰ハ選  
 舉長(又ハ投票分會長)之ヲ保管スベシ

第十二條 投票函ハ其ノ閉鎖後選舉長(又  
 ハ開票分會長)ニ送致ノ爲ノ外之ヲ會場  
 外ニ搬出スルコトヲ得ズ

第十三條 投票ヲ點檢スルトキハ選舉長ハ  
 選舉會ノ事務ニ從事スル者二人ヲシテ各  
 別ニ同一議員候補者又ハ同一被選舉人ノ

得票數ヲ計算セシムベシ

**第十四條** 前條ノ計算終リタルトキハ選舉長ハ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀スベシ

**第十五條** 前二條ノ規定ハ開票分會ヲ設ケタル場合ニ於ケル開票ニ之ヲ準用ス  
開票分會ヲ設ケタル場合ニ於テハ選舉長ハ自ら開票ヲ行ヒタル部分ニ付各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀シタル後開票分會毎ニ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票數ヲ朗讀シ終リニ各議員候補者又ハ各被選舉人ノ得票總數ヲ朗讀スベシ

**第十六條** 選舉長(又ハ開票分會長)ハ投票ノ有效無效ヲ區別シ各之ヲ封筒ニ入レ二人以上ノ選舉立會人(又ハ開票立會人)ト共ニ封印ヲ施スベシ

受理スベカラズト決定シタル投票ハ其ノ封筒ヲ開披セズ前項ノ例ニ依リ封印ヲ施スベシ

**第十七條** 市會議員選舉ニ關スル議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ議員候補者タルベキ者ノ氏名、職業、住所及生年月日(推薦届出ノ場合ニ於テハ併セテ推薦届出者ノ氏名、住所及生年月日)ヲ記載シ且市制第二十二條ノ第三項ノ供託ヲ爲シタルコトヲ證スベキ書面ヲ添附スベシ

議員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲選舉ノ期日前十日以內ニ議員候補者タルコトヲ辭スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載スベシ  
**第十八條** 市會議員選舉ニ付開票分會ヲ設

ケタルトキハ市長(市制第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ豫メ議員候補者ノ氏名、職業、住所、生年月日其ノ他必要ナル事項ヲ當該開票分會長ニ通知スベシ、議員候補者議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ又ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

**第十八條ノ二** 市會議員選舉ニ關スル議員候補者ノ届出若ハ推薦届出又ハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出ヲ受理シタルトキハ市長(市制第六條ノ市ニ於テハ區長)ハ直ニ其ノ受理ノ年月日時ヲ届出書ノ餘白ニ記載スベシ

**第十八條ノ三** 市會議員選舉ニ於ケル議員候補者選舉ノ期日前十一日迄ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ、選舉ノ期日ニ於ケル投票時間開始迄ニ死亡シタル

トキ若ハ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ又ハ選舉ノ全部無効ト爲リタルトキハ直ニ市制第二十二條ノ第三項ノ供託物ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

議員候補者ノ得票數市制第二十二條ノ第三項ノ規定ニ該當セザルモノナルトキ又ハ議員候補者同法第三十條ノ三ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ選舉及當選ノ效力確定後直ニ同法第二十二條ノ第三項ノ供託物ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

**第十八條ノ四** 市會議員選舉ニ關スル立會人タルベキ者ノ届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ立會人タルベキ者ノ氏名、住所及生年月日ヲ記載シ且本人ノ承諾書ヲ添附スベシ



**第十九條** 點字投票ナル旨ノ印ハ投票用紙

及封筒ノ表面ニ之ヲ捺捺スベシ

**第二十條** 市町村會議員選舉人名簿及其ノ

抄本ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

**第二十一條** 選舉錄・投票錄市制町村制施

行令第二十八條第一項ノ顛末書及開票錄

竝ニ市制町村制施行令第二十四條第一項

ノ規定ニ依ル説明書ハ別記様式ニ依リ之

ヲ調製スベシ

**第二十二條** 市會議員選舉ニ關スル立會人

タルベキ者ノ届出書及之ニ添附スベキ承

諾書、議員候補者ノ届出書又ハ推薦届出

書竝ニ議員候補者タルコトヲ辭スルコト

ノ届出書ハ別記様式ニ依リ之ヲ調製スベ

シ

**第二章** 市町村吏員ノ事務引繼

**第二十三條** 市町村長更迭ノ場合ニ於テハ

前任者ハ退職ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ擔

任スル事務ヲ後任者ニ引繼グベシ、後任

者ニ引繼グコトヲ得ザル事情アルトキハ

之ヲ助役ニ引繼グベシ、此ノ場合ニ於テ

ハ助役ハ後任者ニ引繼グコトヲ得ルニ至

リタルトキハ直ニ之ヲ後任者ニ引繼グベ

シ

前項引繼ノ場合ニ於テハ書類帳簿及財産

ノ目錄ヲ調製シ處分未濟若ハ未著手又ハ

將來企畫スベキ見込ノ事項ニ付テハ其ノ

順序方法及意見ヲ記載スルコトヲ要ス

**第二十四條** 助役退職ノ場合ニ於テ其ノ分

掌事務アルトキハ之ヲ市町村長ニ引繼グ

ベシ

前條ノ規定ハ前項ノ事務引繼ニ之ヲ準用

ス

**第二十五條** 收入役更迭ノ場合ニ於テハ前

任者ハ退職ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ擔任

スル事務ヲ後任者ニ引繼グベシ、後任者

ニ引繼グコトヲ得ザル事情アルトキハ之

ヲ副收入役又ハ收入役代理者ニ引繼グベ

シ、此ノ場合ニ於テハ副收入役又ハ收入

役代理者ハ後任者ニ引繼グコトヲ得ルニ

至リタルトキハ直ニ之ヲ後任者ニ引繼グ

ベシ

前項引繼ノ場合ニ於テハ現金帳簿書類其

ノ他ノ物件ニ付テハ各目錄ヲ調製シ仍現

金ニ付テハ各帳簿ニ對照シタル明細書ヲ

添附シ帳簿ニ付テハ事務引繼ノ日ニ於テ

最終記帳ノ次ニ合計高及年月日ヲ記入シ

且引繼ヲ爲ス者及引繼ヲ受クル者之ニ連

署スベシ

**第二十六條** 副收入役退職ノ場合ニ於テ其

ノ分掌事務アルトキハ之ヲ收入役ニ引繼

グベシ

前條ノ規定ハ前項ノ事務引繼ニ之ヲ準用

ス

**第二十七條** 第二十三條第二項、第二十四

條第二項、第二十五條第二項及前條第二

項ノ規定ニ依リ調製スベキ書類帳簿及財

産ノ目錄ハ現ニ設備セル目錄又ハ臺帳ニ

依リテ引繼ヲ爲ストキノ現在ヲ確認シ得

ル場合ニ於テハ之ヲ以テ充用スルコトヲ

得、此ノ場合ニ於テハ其ノ旨引繼書ニ記

載スベシ

**第二十八條** 第二十三條又ハ第二十五條乃

至前條ノ規定ハ市制第六條又ハ第八十二

條第三項ノ市ノ區長若ハ區收入役ノ更迭

又ハ分掌事務アル區副收入役ノ退職ノ場

合ニ、第二十四條及前條ノ規定ハ分掌事

務アル町村區長ノ退職ノ場合ニ之ヲ準用

ス

第二十九條

市町村ノ廢區分合ニ依リ新ニ市町村ヲ置キタル場合ニ於テハ前市町村ノ吏員ノ擔任スル事務ハ之ヲ市町村長、收入役又ハ市町村長ノ臨時代理者若ハ職務掌管ノ官吏ニ引繼グベシ市町村ノ境界變更アリタルトキ亦同ジ

第二十三條乃至第二十七條ノ規定ハ前項ノ事務引繼ニ之ヲ準用ス

第三十條

第二十三條乃至前條ノ場合ニ於テ所定ノ期間内ニ引繼ヲ了スルコトヲ得ザルトキハ其ノ事由ヲ具シ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第三十一條

第二十三條乃至第二十九條ノ場合ニ於テ引繼ヲ拒ミタル者ニ對シテハ府縣知事ハ二十五圓以下ノ過料ヲ科スルコトヲ得、其ノ故ナク引繼ヲ遷延シタル

ガ爲市町村長ニ於テ期日ヲ指定シテ催告ヲ爲シ仍之ニ應ゼザル者ニ付亦同ジ

第三十二條

第二十三條乃至前條ニ規定スルモノノ外市町村吏員ノ事務引繼ニ關シ必要ナル事項ハ府縣知事之ヲ定ム

第三章 市町村ノ財務

第三十二條ノ二

市制第二百一十一條ノ二及町村制第一百一條ノ二ノ規定ニ基キ市町村稅ヲ賦課スルヲ不適當トスルモノハ市町村ニ於テ之ヲ定ムベシ

第三十三條

市町村稅其ノ他一切ノ收入ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ豫算ニ編入スベシ

第三十四條

各年度ニ於テ決定シタル歲入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スベキ歲出ニ充ツルコトヲ得ズ

第三十五條

歲入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ

依ル

一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度

二 定期ニ賦課スルコトヲ得ザルガ爲特ニ納期ヲ定メタル收入又ハ隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發スルモノハ令書又ハ告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三 隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發セザルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ市町村債、交付金、補助金、寄附金、請負金、償還金其ノ他之ニ類スル收入ニシテ其ノ收入ヲ豫算シタル年度ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノハ其ノ豫算ノ屬スル年度

第三十六條 歲出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ

依ル

一 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料、其ノ他ノ給與、傭人料ノ類ハ其ノ支給スベキ事實ノ生ジタル時ノ屬スル年度但シ別ニ定マリタル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

二 通信運搬費、土木建築費其ノ他物件ノ購入代價ノ類ハ契約ヲ爲シタル時ノ屬スル年度但シ契約ニ依リ定メタル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

三 市町村債ノ元利金ニシテ支拂期日ノ定アルモノハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

四 補助金、寄附金、負擔金ノ類ハ其ノ支拂ヲ豫算シタル年度

市制町村制施行規則

- 五 缺損補填ハ其ノ補填ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度
- 六 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外ハ總テ支拂命令ヲ發シタル日ノ屬スル年度
- 第三十七條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スベシ但シ市町村條例ノ規定又ハ市町村會ノ議決ニ依リ剩餘金ノ全部又ハ一部ヲ基本財産ニ編入スル場合ニ於テハ繰越ヲ要セス之ガ支出ヲ爲スコトヲ得
- 第三十八條 市町村稅ハ徵稅令書ニ依リ夫役現品ハ賦課令書ニ依リ負擔金、使用料、手數料、加入金、過料、過怠金及物件ノ賃貸料ノ類ハ納額告知書ニ依リ之ヲ徵收シ其ノ他ノ收入ハ納付書ニ依リ收入スベシ但シ市制町村制施行令第五十三條ノ規定ニ依リ徵收スル市町村稅及急迫ノ場合

四〇

- ニ賦課スル夫役並ニ納額告知書又ハ納付書ニ依リ難キモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三十九條 支出ハ債主ニ對スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第四十條 左ノ經費ニ付テハ市町村吏員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ヲ當該吏員ニ前渡スルコトヲ得
  - 一 市町村債ノ元利支拂
  - 二 外國ニ於テ物品ヲ購入スル爲必要ナル經費
  - 三 市町村外遠隔ノ地ニ於テ支拂ヲ爲スル經費
- 特別ノ必要アルトキハ前項ノ資金前渡ハ市町村吏員以外ノ者ニ之ヲ爲スコトヲ得
- 第四十一條 旅費及訴訟費用ニ付テハ概算

拂ヲ爲スコトヲ得

- 第四十二條 前二條ニ掲グルモノノ外必要アルトキハ市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ資金前渡又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得
- 第四十三條 前金支拂ニ非ザレバ購入又ハ借入ノ契約ヲ爲シ難キモノニ付テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得
- 第四十四條 歲入ノ誤納過納ト爲リタル金額ノ拂戻ハ各之ヲ收入シタル歲入ヨリ支拂フベシ
- 歲出ノ誤拂過渡ト爲リタル金額、資金前渡、概算拂、前金拂及繰替拂ノ返納ハ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入スベシ
- 第四十五條 出納閉鎖後ノ收入支出ハ之ヲ現年度ノ歲入歲出ト爲スベシ前條ノ拂戻金戻入金ノ出納閉鎖後ニ係ルモノ亦同シ

市制町村制施行規則

第四十六條

- 繼續費ハ毎年度ノ支拂殘額ヲ繼續年度ノ終リ迄遞次繰越使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村長ハ翌年度四月三十日迄ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市參事會ニ、町村ニ在リテハ町村會ニ報告スベシ
- 第四十七條 歲入歲出豫算ハ必要アルトキハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ別ツベシ
- 第四十八條 歲入歲出豫算ニハ豫算説明ヲ附スベシ
- 第四十九條 特別會計ニ屬スル歲入歲出ハ別ニ其ノ豫算ヲ調製スベシ
- 第五十條 市町村歲入歲出豫算ハ別記市町村歲入歲出豫算様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

**第五十一條** 繼續費ノ年期及支出方法ハ別記繼續費ノ年期及支出方法様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

**第五十二條** 豫算ハ會計年度經過後ニ於テ更正又ハ追加ヲ爲スコトヲ得ズ

**第五十三條** 豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ズ  
豫算各項ノ金額ハ市町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

**第五十四條** 決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調製シ左ノ事項ノ計算ヲ明記シタル説明ヲ附スベシ

歳入ノ部  
歳入豫算額  
繼續費繰越財源豫定額  
調定濟歳入額  
收入濟歳入額

不納缺損額  
收入未濟歳入額

歳出ノ部

歳出豫算額  
豫算決定後増加歳出額  
支出濟歳出額  
翌年度繰越額  
不用額

**第五十五條** 會計年度經過後ニ至リ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラザルトキハ府縣知事ノ許可ヲ得テ翌年度ノ歳入ヲ繰上ゲ之ニ充用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ充用ニ要スル額ヲ翌年度ノ歳入歳出豫算ニ編入スベシ

**第五十六條** 市ハ其ノ歳入歳出ニ屬スル公金ノ受拂ニ付郵便振替貯金ノ法ニ依ルコトヲ得

**第五十七條** 市町村ハ現金ノ出納及保管ノ爲市町村金庫ヲ置クコトヲ得

**第五十八條** 金庫事務ノ取扱ヲ爲サシムベキ銀行ハ市町村會ノ議決ヲ經テ市町村長之ヲ定ム

**第五十九條** 金庫ハ收入役ノ通知アルニ非ザレバ現金ノ出納ヲ爲スコトヲ得ズ

**第六十條** 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ現金ノ出納保管ニ付市町村ニ對シテ責任ヲ有ス

**第六十一條** 市町村ハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ヨリ擔保ヲ徵スベシ、其ノ種類、價格及程度ニ關シテハ市町村會ノ議決ヲ經テ市町村長之ヲ定ム

**第六十二條** 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ノ保管スル現金ハ市町村ノ歳入歳出ニ屬スルモノニ限り支出ニ妨ゲナキ限度ニ於テ市

町村ハ其ノ運用ヲ許スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ市町村ノ定ムル所ニ依リ利子ヲ市町村ニ納付スベシ

**第六十三條** 收入役ハ定期及臨時ニ金庫ノ現金帳簿ヲ検査スベシ

**第六十四條** 市町村ハ收入役ヲシテ其ノ保管ニ屬スル市町村歲計現金ヲ郵便官署又ハ銀行若ハ信用組合ニ預入セシムルコトヲ得

前項ノ銀行及信用組合ニ付テハ府縣知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

**第六十五條** 第三十三條乃至前條ニ規定スルモノノ外市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

**第六十六條** 第三十三條乃至第五十五條及前條ノ規定ハ市町村ノ一部ニ之ヲ準用ス

市制町村制施行規則

第四章 市制第六條ノ市ノ區

第六十七條 第二條乃至第二十二條ノ規定ハ市制第六條ノ市ノ區ノ區會議員選舉ニ之ヲ準用ス

第六十八條 第三十三條乃至第六十五條ノ規定ハ市制第六條ノ市ノ區ニ之ヲ準用ス

附則

本令中議員選舉ニ關スル規定ハ次ノ總選舉ヨリ、財務ニ關スル規定ハ大正十六年度分ヨリ、其ノ他ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ內務省令ハ之ヲ廢止ス  
明治四十四年內務省令第十五號  
明治四十四年內務省令第十七號  
大正元年內務省令第十八號  
大正三年內務省令第九號

從前ノ規定ニ依ル場合ヲ除ク外之ヲ本令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外之ヲ本令

四四

ニ依リ爲シタルモノト看做ス

從前ノ規定ニ依リ郡長ニ爲シタル許可ノ申請ニシテ大正十五年六月三十日迄ニ許可ヲ得ザルモノハ之ヲ新規定ニ依リ府縣知事ニ爲シタル許可ノ申請ト看做ス

本令中議員選舉ニ關スル規定施行ノ際府縣制施行規則中議員選舉ニ關スル規定未ダ施行セラレザル場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ同規定ハ既ニ施行セラレタルモノト看做ス

附則 (昭和十年內務省令第三九號)

本令ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス  
本令中次ノ町會議員選舉ニ關スル規定ハ第六十七條ノ規定ニ適用ニ付テハ同條ノ改正ノ施行ト同時ニ施行セラレタルモノト看做ス

昭和十年內務省令第三十八號府縣制施行規則中改正省令ハ從前ノ第二十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ次ノ總選舉ニ至ル迄ノ間未ダ施行セラレザルモノト看做ス

(別記略ス)

畢

昭和十年七月十五日印刷  
昭和十年七月二十日發行



不許複製

判例 市制町村制釋義

定價金一圓五十錢

送料金十四錢

著者 梶 康 郎

増修著者 深谷善三郎

發行者 宮本九朗  
東京市淺草區淺草橋一ノ五ノ十

印刷者 大島豐作  
東京市淺草區淺草橋二ノ十三ノ四

東京市淺草區淺草橋一ノ五ノ十

發行所 松陽堂

電話淺草四〇八一番  
振替東京六八〇三番

判例實例書・例式文		書式		判例	
民法釋義 總則編 物權編	民法釋義 債權編	民法釋義 親族編 相續編	民法釋義 同	民法釋義 同	民法釋義 同
法曹閣主監 梶康郎著	同	同	同	同	同
四六判總布製函入六百七十頁 定價二圓五十錢 送料二十一錢	四六判總布製函入九百五十頁 定價三圓 送料二十一錢	四六判總布製函入八百七十頁 定價二圓八十錢 送料二十一錢	四六判總クロス製函入三百四十頁 定價一圓五十錢 送料二十一錢	四六判總クロス製函入七百五十頁 定價二圓五十錢 送料二十一錢	四六判總クロス製函入二百三十頁 定價一圓二十錢 送料十五錢
民事訴訟の 通俗化と 訴訟の實際知識	私生子ト其法律關係 附關係書式・參照法規	登記の實際 附鏡賣手續、家庭法律心得	明渡の實際知識 賃借を主題とする 土地建物	同	同
辯護士 小池恒由著	辯護士 小池恒由著	司法代書 鈴木啓史著	辯護士 小池恒由著	辯護士 小池恒由著	辯護士 小池恒由著
辯護士 小池恒由著	辯護士 小池恒由著	司法代書 鈴木啓史著	辯護士 小池恒由著	辯護士 小池恒由著	辯護士 小池恒由著

535  
52

